

第四十三回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十三号

昭和三十八年三月二十八日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

- 委員長 永山 忠則君
- 理事 伊能繁次郎君 理事 内藤 隆君
- 理事 宮澤 胤勇君 理事 石山 權作君
- 理事 岡崎 英城君 理事 藤原 節夫君
- 理事 石橋 政嗣君
- 内海 安吉君 辻 寛一君
- 保科善四郎君 笹本 一雄君
- 中村 梅吉君 前田 正男君
- 田口 誠治君 中村 高一君
- 受田 新吉君

出席國務大臣

- 運輸大臣 綾部健太郎君
- 出席政府委員
- 總理府總務長官 徳安 實藏君
- 宮内庁次長 瓜生 順良君
- 總理府事務官 (宮内庁皇室経 濟主管) 小畑 忠君
- 運輸事務官 (大臣官房長) 廣瀬 真一君
- 運輸事務官 (鉄道監督局長) 岡本 悟君
- 運輸事務官 (航空局長) 今井 栄文君

委員外の出席者

- 運輸技術官 (自動車局整備 部長) 宮田 康久君
- 海上保安庁次長 山崎 城君

三月二十二日

委員草野一郎平君及び笹本一雄君辞任につき、その補欠として上林山榮吉君及び南條徳男君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君及び南條徳男君辞任につき、その補欠として草野一郎平君及び笹本一雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員飛鳥田一雄君辞任につき、その補欠として堂森芳夫君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

駐留軍関係離職者等臨時措置法の二部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号) 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号) 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(參議院送付)

○永山委員長 これより會議を開きます。去る二十日本委員会に付託されました内閣提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を求め

めます。徳安總理府總務長官。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の二部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条を次のように改める。

(特別給付金の支給)

第十五条 政府は、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少若しくは予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその遺族の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

2 第二条第一号に掲げる者に該当する労働者が前項に規定する理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合において、その者が当該労働者として在職した期間の前に次の各号に掲

げる者として在職したことがあるときは、前項の規定の適用については、それらの者としての在職期間を当該労働者としての在職期間に合算した期間を当該労働者としての在職期間とみなす。

一 第二条第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる者に該当する労働者

二 前号に掲げる者に準ずる労働者として政令で定める者

3 前項の在職期間の合算は、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者としての在職期間及びその期間の前の同項各号に掲げる者としての在職期間が、いずれも前後引き続いている場合に限り行なうものとする。

4 第二項各号に該当する者として在職した者が、当該在職の在職期間の終了の日又はその翌日(当該翌日及びこれに引き続く日政令で定める勤務を要しない日であるときは、当該勤務を要しない日の翌日)に同項各号に掲げる者となつたものであるときは、その前後の同項各号に掲げる者としての在職期間は、引き続いたものとみなす。

5 前三項に定めるもののほか、在職期間の合算に關して必要な事項は、政令で定める。

第十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前条第一項」に改め前条第一項に改め、

同項を同条とする。

第十七条第一項中「第十四条又は前条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「又はこれに相当する労働者であつて政令で定める者」を削る。

第十八条第二項第二号中「旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は第二条」を「第二条第二号に規定する契約に基づき国が雇用する労働者、同条第三号に規定する諸機関が雇用する労働者又は同条」に改める。

附則第三項中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の日の前日までこの法律による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法(以下「法」という。)第十四条若しくは第十六条第一項の離職を余儀なくされた者又は業務上死亡した者に係る特別給付金は、なお従前の例により支給することができる。ただし、当該離職に係る在職期間が、この法律による改正後の法第十五条第二項の規定により、この法律の施行の日以後における特別給付金の支給に關して、法第二条第一号に掲げる者に該当する労働者としての在職期間に合算される場合は、この限りでない。

3 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十八号）の施行前にして同法による改正前の法第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労働者に対し、当該特別給付金の支給の基礎となった在職について、この法律による改正後の法第十五条の規定によりさらに特別給付金を支給することができる場合には、当該法律による改正後の同条の規定による特別給付金の内払とみなす。

理由

駐留軍関係労働者の離職の状況にかんがみ、駐留軍関係離職者に対する特別給付金の支給要件を緩和するとともに、同法の有効期限を五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○徳安政府委員 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。
駐留軍関係離職者につきましては、昭和三十三年五月臨時措置法の制定以来、これらの者の生活の安定のため、同法の規定に基づきその対策に努めてきたところであります。その結果、駐留軍関係離職者の対策として、かなりの成果をあげることができましたが、同法は、本年五月十六日限りその有効期間が切れることになっております。最近における駐留軍関係労働者の離職状況を見ますに、この法律の有効期間をさらに延長する必要があると認められま

すとともに、特別給付金の支給条件につきましても、法定当時から事情の変化を考えますと、この際これを改めて緩和する必要があると考えられます。これがこの法律案を提出する理由であります。

次にこの法律案の要旨について申し上げます。その第一は、特別給付金を支給することのできる離職者の範囲を、昭和三十三年六月二十二日に在職していた労働者に限ることなく、駐留軍関係労働者として一定期間以上在職した者のすべてとすることに改め、かつ、その在職期間の計算について、従来政令で定めていたところを法定することとしたことであり、第二は、法の有効期間を五年間延長することとしたことであり、なお、これに伴い、特別給付金の支給についての経過規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いします。次第であります。
○永山委員長 これについて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○永山委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を継続いたします。
質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。
○田口（誠）委員 運輸省の設置法の一

部を改正する法律案の改正内容につきまして、先般、同僚内委員から相違当突つ込んだ御質問を申し上げましたので、私はあまり法案の改正点については触れることを省略したいと思っております。ただ、ここで御聞きをしておきたいと思ふことは、やはり運輸省といたしまして、交通運輸関係の総合計画を立てておられるわけでございますので、そういう面から、私は、今特に隘路とされておられる面を二、三点にしばって御質問を申し上げたいと思ふわけでございます。

きのう発行になりました週刊朝日をごらんになりますと、第一ページに、マンモス「日通」という見出しで、相当悪口が書いてあります。あの内容を見ますと、当然小運送業と表裏一体になっておる運輸省、国鉄とは関連のあるものでございしますので、そういう点について、今後国民の要望にこたえるためにどう考えておられるかという点についてお聞きをいたしたいと思ふわけでございます。まず、あの週刊朝日に載っております問題は、特に四月の人事異動を控えて、大きな会社では、九州から北海道、北海道から東京というような人事の異動がなされる、その人事異動のなされるたびごとに、引越し荷物を送るために非常に困っておるといことが話題の焦点になっておるわけでございます。そこで、その一つといたしましては、荷物を日通に頼みましても、梱包をして荷物を集荷に来るまではいけれども届くまでに相当の日にちがたつということと、それから相当料金がかかるということが指摘されておるわけでございます。もちろん、これは日本通運ばかりで

なく、どの運送業者にいたしましても、荷主さんの方から、引越し荷物によらず、どんな荷物にいたしましても、申し込みがありますれば、誠心誠意、また最も敏速な方法をもって荷受けをいたすわけでございますが、その場合に、特に年末年始とかあるいは四月の人事異動の場合なんか引越し荷物に対する対策が、十分に運送業者としてもなされておらないという点が指摘されておるわけです。これは私は全く事実であろうと思ふのです。御承知の通り、特に敏速な運送方法としては区間便の制度がございします。ところが大都市におきましては、区間便の昼間乗り入れが禁止されておるといようなことから、荷物を受けて、それから送り先へ渡すまでに、非常に時間的にロスがあるというところは事実なんです。従つて、昨年特に東京都内の交通緩和ということから、区間便の昼間の乗り入れを禁止するということを決定されたわけなんです。その後の経緯と、今後ともそうしたことを続けられるものかどうか、この点をまず承りたいと思ひます。

○広瀬（真）政府委員 お答えいたします。
大都市、特に東京、大阪附近の中心の路面交通の混雑というものは、だんだんひどくなって参つております。この根本対策といたしましては、何と申しましても、地下鉄を中心とします高速鉄道網を急速に整備いたしまして、なるべく路面交通というものを、特に人の面を路面交通というものをこれに吸収して参りまして、路面交通と高速鉄道を総合的にそれぞれの分野において威力を発揮していこうというのが、根本

的な考え方でございます。なお、これは運輸省の所管ではございませませんが、自動車道路の建設というふうなもの、高速道路あるいは一般の道路というふうなもの、建設省の方面におきまして新しい計画で急速に整備をして参つております。現在工事中の段階にございします。従いまして、地下鉄あるいは道路というものが完成をしますれば、かなり整備された格好になると思ひますが、現在の段階は、地下鉄の方もそれから道路の方も、特にオリンピックを前にいたしまして工事のまっ最中というわけでございまして、各地にいろいろな交通の障害というものが起きておることは事実でございます。特に路面交通というものを中心にいたしまして、これもまた運輸省ではございませませんが、警察取り締まりの面から、これは関係関係懇談会も組織されておりますが、混乱を最小限度に食い止めるために、いろいろ交通規制というものをやむを得ず実施しております。御承知のように大形トラックであるとか、あるいは定期便のトラックというもののある一定の時間の通行の制限を実施しております。年末にこれをさらに強化いたしまして、かなりの効果を上げておりますので、最近ますますまた混雑がひどくなりましたので、交通規制というものをさらに強化をして、年末のようになことをやろうという話が、現在交通関係懇談会に出ているという段階でございます。

○田中（誠）委員 交通緩和の問題については、委員会に一任ということ、運輸省として計画を立てられたことは全然ないのですか。
○広瀬（真）政府委員 ただいま申し上げ

げましたように、交通関係の關係懇談会のメンバーとして運輸大臣が入りまして、それで警察方面と密接な連絡をとりながら、いかにして全体としての交通の能率を上げようかということを考えておるわけでございます。そういふ面から、ただいま申し上げましたように、車種別、時間別規制というふうなことを現在実施しておるわけでございます。

○田口(誠)委員 それで、現在と将来の問題がございますが、ただいまの御答弁は、現在の交通飽和状態に対処して、大型トラックなり路線トラックの時間的な規制を行なっておる。これもやむを得ないことだということでございますが、これは、当面こうした交通状態が飽和状態になった関係から、一つの緩和対策としてとられたことであって、将来ともこういうことは許されるべきものではないわけなんです。と申しますのは、輸送業というものは、直接国民の経済あるいは家庭とながりを持つものであって、言いかえれば、公共的な使命が非常に多いわけなんです。こういう大きい使命を持つておる輸送を規制するというようなことは、よほどのときでなければやるべき理由がないと思うのです。従って、そういう意味から、将来の展望ということもここに十分頭に描きながら、対策を立てていかなければならないと思われ、従って、現在は、東京都内では六十五万台くらいのトラック、乗用車が動いておるわけでございます。年々これがふえていっておるわけです。四、五年前からの統計を見ましても、非常に増加をいたしておるのです。従って、私は、今後ともこの数年

間と同様に増加をしていくと思うわけでございますが、それについては、地下鉄、高架道路とかいろいろ今計画を立てられて、作業が進められておりますが、その時期になりますとまた車は多くなりまして、何ともならない状態になりはしないか、こういう心配があるのです。従って、運輸省としては、そういうような点を一応科学的に算出されて現在の計画が進められておるのかどうか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○広瀬(真)政府委員 運輸省といたしましては、ただいま田口先生のおっしゃったように、長期的な見通しのもとに、交通網の整備ということを努力しておるわけでございます。具体的には、東京の地下鉄、高速鉄道網の建設というものは、ある一定の将来の輸送量の伸びというものを想定いたしまして、これに見合うように各路線の設定あるいは各路線における輸送力の設定というものを計画しておるわけでございます。これに基づきまして、現在着々整備中でございます。なお、この地下鉄網の設定、輸送力の計画というものは、これは路面交通——これは主として建設省のものでございますが、どのような道路がいつの時期につくられるというふうなこともあわせ考えながら、総合的に長期的な見通しのもとにやっておるわけでございます。

なお、道路と関連いたしますが、バスあるいはトラックのターミナルというものも、東京付近には数カ所設定いたしましたというふうに考えております。これによりまして、大きな車両というものは、東京の周辺におきまして一応打ち切って、そこで小さい、たとえばトラック・ターミナルに例をとりまして、集配の車に積んでいくというふうなことが考えられます。従って、都内に大型車両、トラックというものは入らないということも考えております。バスにつきましても、適当な地区にバス・ターミナルというものを建設いたしました。これによって交通の円滑化というものを考えていきたいというふうに考えておるわけで、ただいま御質問のございましたように、一応長期的な見通しのもとに、交通量がどの程度ふえるというものを想定いたしまして、総合的な対策を立てておるといふのが現状でございます。

○伊能委員 関連。ただいま官房長から、陸上交通に関する長期的な見通しのもとにいろいろ御計画をされておられるという御答弁があったわけですが、それはまことに東京、大阪等の大都市の交通を適正にする上に必要なことであらう。大へんけこうだと思ひます。その問題と当面の問題との調整をどうするかという点について、私どもいろいろ関係の各方面の業界から聞いておりますところ、政府の施策とが、やや食い違つておるといふか、政府部局内において必ずしも考え方が一致していないという点を見受けるのは、なほ遺憾に思ひます。最近の例では、将来の長期的な展望は別として、大阪のごときは、西の淀川から大阪市内へ入る主要な三つの橋を五トン以上——バスはもちろん、五トン以上の車は通つてはいけないという点で、主としてトラックの昼間の輸送に非常な混乱を与えた。先般の規制においては、東京都内のごときは七トン

半以上のものについての規制はされたのですが、五トンということになりまして、これは車のメーカーの生産の問題と不可分の関係もあるし、トラック・ターミナル、バス・ターミナルができないうちにむやみに交通規制の面を重点に取り上げられて、交通の円滑な疎通という面に対する配慮がないといふことは、いたずらに交通を一そう混乱させる結果になりはしないか、この点が非常に憂慮されるわけでありまして、最近、東京都においても、何か五トン程度のもので規制しよう、こういう考え方が政府部内の一角にあるやに伺つておりますが、そうすると、たの問題は、一そう全般のトラック輸送に大きな支障を与え、かたがた、これは別の問題であります。小運送料金等については、すでに昭和二十六年以来、若干の是正はした向きもありませんが、十年以上におわたつて運賃値上げを大してやらない、こういう状態が、一そう能率が悪くなり、原価が上がるというふうな問題もありませんから、それらの点を、長期の展望と同時に、当面の具体策についてどうお考えになつておられるかも、官房長にお伺ひしたいと思います。

○広瀬(真)政府委員 交通規制というものは、決して望ましいものではなくて、やむを得ず必要最小限度やっておるというのが、現状でございます。望ましいわけでございますが、せつぱ詰まりまして、やむを得ずいろいろ規制をやつておるといふのが現状でございます。ただいま伊能先生からお話ございましたように、交通規制というものは、各般の産業活動に密接な関係が

ございますし、また影響するところもきわめて大きいわけでございます。現在政府の一部にさらに規制を強化しようという話が確かに出ておるわけでございますが、運輸省といたしましては、交通規制の成果を円滑に上げるといふことに重点を置きまして、十分慎重に対処をいたさなければいけないというふうに考えております。

○伊能委員 それでは、政府部内における規制と交通の適正な疎通、ことに運輸省が主管しておられる陸上交通全般を、適正に能率的に輸送を完成させる問題と、規制の問題とを、どうぞ一つ、トラック・ターミナル、バス・ターミナル、さらに東京都内における六号環状線、七号環状線等、オリンピックを契機としての環状線と、都内へ入ってくる道路等の関係を見合つて、その方の交通を疎通させるための整備施設と申しますか、トラック・ターミナル、バス・ターミナルの問題についても、あわせて急速に一つ御検討願ひ、計画を立てていただきたいということを希望いたしておきます。

それから、それに関連をいたしまして、来年度の子算で、国有鉄道の希望にせられた国鉄の民間に対する投資の問題のうち、倉庫関係についても投資の内容が若干認められたようでありませんが、あの問題も、世上一部には、国鉄が倉庫事業に乗り出すというふうな誤解があるやに伺つておりますが、私ども交通関係から見ますと、御承知のように、当面、運輸省、国鉄が計画しておられる駅上倉庫、大駅における倉庫施設の問題は、たとえば汐留とか大阪の梅田等に計画があるやに伺つて

ございますし、また影響するところもきわめて大きいわけでございます。現在政府の一部にさらに規制を強化しようという話が確かに出ておるわけでございますが、運輸省といたしましては、交通規制の成果を円滑に上げるといふことに重点を置きまして、十分慎重に対処をいたさなければいけないというふうに考えております。

おりますが、これは平面的に使われておる今の東京都内の汐留、大阪の中心部の梅田等を立体的に使用して、ホームその他関係のあの構内に倉庫をつくるということ、小運送が一回省けるということ、もう一つ、一般の倉庫は五時になれば取り扱いは大体やめるといふのが現状でございますが、鉄道においては徹夜作業をしておるので、五時過ぎて荷役ができて倉庫に納めるといふこと、かたがた、大きな車あの中へ入れないで、適時適切な輸送が小運送によってできるというように、

それから後段の御質問の国鉄の駅頭の倉庫というものがございますが、これは今先生御指摘になりましたように、かつては国鉄の表現の問題もございましたが、倉庫業界方面に誤解がございましたら、なかなか十分に理解が得られなかったわけでございますが、最近国鉄あるいは運輸省の港務局方面でもいろいろ努力をいたしておりまして、逐次に誤解が解けてつづつあるように考えております。従いまして、民間の倉庫業を圧迫するという格好ではなくて、国鉄の輸送の能率を高める、あるいは駅頭の、今先生いろいろおっしゃいましたような効率的な輸送をやるといふ点から、国鉄と民間業者十分に話を詰めて、一体となって能率を上げるように、現在運輸省で指導しております、その方向で解決が見られるものというふうに考えております。

クナリバスなりあるいは区間便なりの昼間の乗り入れ規制は、これはちょっと解く見通しが無いのではないか、このように考へるわけなんです。

託しておいたということなんです。従って、委託をしたために、その運送業者が合間ひまを見て配達をしたためにおくれたということなんです。そしてなぜ大きな日本通運たるものがそうした配達を他の中小企業の小運送業者に委託配達をさせなければならぬかといへば、これは実際においてコストが合わないわけなんです。それよりは、悪いことでございますけれども、現在できておる幾つかの中小企業の運送屋さんは、労働者を安い賃金で使っておりますし、そうして時間的にも労働基準法に違反するようなことも堂々とやっております。こういうことをやれば、安く請け負っておつても、やはり採算が立つわけなんです。こういうようなことから、私は、週刊雑誌に書かれておるような記事が出たのではないかと考へて読んで読んで、わけですが、これは内容的にはきわめて重大なものであると考へなければならぬと思うのです。大型トラックが自由に乗り入れできない、時間的に規制されておる、時間的に規制されておる、結局コスト高ということになることに、結局コスト高ということになる。幾ら公共的な事業をやっておるといっても、やはり株式会社であれば、採算の立たないようなことは好まないわけでございます。そうかといつて、ここで認可料金を上げてみて、これはやはり国民から不評判でもあり、なるべくそういうことは慎まなければならぬわけ、で、得る限り現在の認可料金のものにおいて運送業者も成り立つ、それから荷物も敏速に家庭から家庭へ、事業所から事業所へ輸送されるような制度と内容をつくり

上げてもらわなくてはならないと思うのです。こういう点から考へてみますと、今日の運輸行政というものに対しては大きな隘路があるのではないかと、私はかように考へておるわけなんです。従って、ただいま御答弁のありましたように、来年になれば地下鉄が完成をす、高速道路もできる云々と言われましても、営業車といふものは、パーセンテージからいくとかきわめて少ないわけで、ほとんど自家用車はふえてきておるのだから、来年、再来年になればまたふえます。ふえますから、地下鉄が完成をしても、高速道路が完成をしても、この東京都内の現況の路面が交通緩和されるということには、あまり期待ができないのではないか。こういうことを考へますと、今時間的に規制されておる、今大型トラックあるいは路障便なりの規制は、いつになったら解けるか、これを解いてもらわなければ、やはりコスト高で国民大衆は非常に迷惑になるのだ、こういうことから、私はもう少し具体的な計画をここで聞きをしなければ、ちよつとあとへ下がれないわけなんです、できるだけ具体的な内容を御説明をしていただき、将来のこと、それから現在の状態と考へ合わせた上に立って、こうするんだという点を明確にお示しをいただきたいと思ひます。

○広瀬(真)政府委員 交通規制のやり方というのは、非常にむずかしいわけでございます、規制をやらぬのが一番望ましいと申さる方もありますが、やむを得ず現在実施しているわけでございます。車のふえ方から考へますと、自家用車というものは急速に

おりますが、これは平面的に使われておる今の東京都内の汐留、大阪の中心部の梅田等を立体的に使用して、ホームその他関係のあの構内に倉庫をつくるということ、小運送が一回省けるということ、もう一つ、一般の倉庫は五時になれば取り扱いは大体やめるといふのが現状でございますが、鉄道においては徹夜作業をしておるので、五時過ぎて荷役ができて倉庫に納めるといふこと、かたがた、大きな車あの中へ入れないで、適時適切な輸送が小運送によってできるというように、

それから後段の御質問の国鉄の駅頭の倉庫というものがございますが、これは今先生御指摘になりましたように、かつては国鉄の表現の問題もございましたが、倉庫業界方面に誤解がございましたら、なかなか十分に理解が得られなかったわけでございますが、最近国鉄あるいは運輸省の港務局方面でもいろいろ努力をいたしておりまして、逐次に誤解が解けてつづつあるように考えております。従いまして、民間の倉庫業を圧迫するという格好ではなくて、国鉄の輸送の能率を高める、あるいは駅頭の、今先生いろいろおっしゃいましたような効率的な輸送をやるといふ点から、国鉄と民間業者十分に話を詰めて、一体となって能率を上げるように、現在運輸省で指導しております、その方向で解決が見られるものというふうに考えております。

クナリバスなりあるいは区間便なりの昼間の乗り入れ規制は、これはちょっと解く見通しが無いのではないか、このように考へるわけなんです。

託しておいたということなんです。従って、委託をしたために、その運送業者が合間ひまを見て配達をしたためにおくれたということなんです。そしてなぜ大きな日本通運たるものがそうした配達を他の中小企業の小運送業者に委託配達をさせなければならぬかといへば、これは実際においてコストが合わないわけなんです。それよりは、悪いことでございますけれども、現在できておる幾つかの中小企業の運送屋さんは、労働者を安い賃金で使っておりますし、そうして時間的にも労働基準法に違反するようなことも堂々とやっております。こういうことをやれば、安く請け負っておつても、やはり採算が立つわけなんです。こういうようなことから、私は、週刊雑誌に書かれておるような記事が出たのではないかと考へて読んで読んで、わけですが、これは内容的にはきわめて重大なものであると考へなければならぬと思うのです。大型トラックが自由に乗り入れできない、時間的に規制されておる、時間的に規制されておる、結局コスト高ということになることに、結局コスト高ということになる。幾ら公共的な事業をやっておるといっても、やはり株式会社であれば、採算の立たないようなことは好まないわけでございます。そうかといつて、ここで認可料金を上げてみて、これはやはり国民から不評判でもあり、なるべくそういうことは慎まなければならぬわけ、で、得る限り現在の認可料金のものにおいて運送業者も成り立つ、それから荷物も敏速に家庭から家庭へ、事業所から事業所へ輸送されるような制度と内容をつくり

上げてもらわなくてはならないと思うのです。こういう点から考へてみますと、今日の運輸行政というものに対しては大きな隘路があるのではないかと、私はかように考へておるわけなんです。従って、ただいま御答弁のありましたように、来年になれば地下鉄が完成をす、高速道路もできる云々と言われましても、営業車といふものは、パーセンテージからいくとかきわめて少ないわけで、ほとんど自家用車はふえてきておるのだから、来年、再来年になればまたふえます。ふえますから、地下鉄が完成をしても、高速道路が完成をしても、この東京都内の現況の路面が交通緩和されるということには、あまり期待ができないのではないか。こういうことを考へますと、今時間的に規制されておる、今大型トラックあるいは路障便なりの規制は、いつになったら解けるか、これを解いてもらわなければ、やはりコスト高で国民大衆は非常に迷惑になるのだ、こういうことから、私はもう少し具体的な計画をここで聞きをしなければ、ちよつとあとへ下がれないわけなんです、できるだけ具体的な内容を御説明をしていただき、将来のこと、それから現在の状態と考へ合わせた上に立って、こうするんだという点を明確にお示しをいただきたいと思ひます。

○広瀬(真)政府委員 交通規制のやり方というのは、非常にむずかしいわけでございます、規制をやらぬのが一番望ましいと申さる方もありますが、やむを得ず現在実施しているわけでございます。車のふえ方から考へますと、自家用車というものは急速に

○田口(誠)委員 前に戻りますが、今東京都内で地下鉄なり高速道路なりの作業をやっておりますが、これは来年のオリンピックを目標に完成をしたいと思います、こういうことなんです。しかし、現在の自家用車と営業車とのパーセンテージの比較をしてみますと、営業車というものはきわめて少ないわけなんです。どんどんと自家用車はふえていきます。従って、地下鉄ができて人間への輸送は十分緩和されるといふことになりましても、自家用車というものはほとんどふえていきまますから、路面に対するところの交通緩和ということ、将来に向かつて私はちょっと困難ではないかと思ひます。そう考へますと、今規制されておる、この大型トラック

○田口(誠)委員 前に戻りますが、今東京都内で地下鉄なり高速道路なりの作業をやっておりますが、これは来年のオリンピックを目標に完成をしたいと思います、こういうことなんです。しかし、現在の自家用車と営業車とのパーセンテージの比較をしてみますと、営業車というものはきわめて少ないわけなんです。どんどんと自家用車はふえていきます。従って、地下鉄ができて人間への輸送は十分緩和されるといふことになりましても、自家用車というものはほとんどふえていきまますから、路面に対するところの交通緩和ということ、将来に向かつて私はちょっと困難ではないかと思ひます。そう考へますと、今規制されておる、この大型トラック

クナリバスなりあるいは区間便なりの昼間の乗り入れ規制は、これはちょっと解く見通しが無いのではないか、このように考へるわけなんです。

託しておいたということなんです。従って、委託をしたために、その運送業者が合間ひまを見て配達をしたためにおくれたということなんです。そしてなぜ大きな日本通運たるものがそうした配達を他の中小企業の小運送業者に委託配達をさせなければならぬかといへば、これは実際においてコストが合わないわけなんです。それよりは、悪いことでございますけれども、現在できておる幾つかの中小企業の運送屋さんは、労働者を安い賃金で使っておりますし、そうして時間的にも労働基準法に違反するようなことも堂々とやっております。こういうことをやれば、安く請け負っておつても、やはり採算が立つわけなんです。こういうようなことから、私は、週刊雑誌に書かれておるような記事が出たのではないかと考へて読んで読んで、わけですが、これは内容的にはきわめて重大なものであると考へなければならぬと思うのです。大型トラックが自由に乗り入れできない、時間的に規制されておる、時間的に規制されておる、結局コスト高ということになることに、結局コスト高ということになる。幾ら公共的な事業をやっておるといっても、やはり株式会社であれば、採算の立たないようなことは好まないわけでございます。そうかといつて、ここで認可料金を上げてみて、これはやはり国民から不評判でもあり、なるべくそういうことは慎まなければならぬわけ、で、得る限り現在の認可料金のものにおいて運送業者も成り立つ、それから荷物も敏速に家庭から家庭へ、事業所から事業所へ輸送されるような制度と内容をつくり

上げてもらわなくてはならないと思うのです。こういう点から考へてみますと、今日の運輸行政というものに対しては大きな隘路があるのではないかと、私はかように考へておるわけなんです。従って、ただいま御答弁のありましたように、来年になれば地下鉄が完成をす、高速道路もできる云々と言われましても、営業車といふものは、パーセンテージからいくとかきわめて少ないわけで、ほとんど自家用車はふえてきておるのだから、来年、再来年になればまたふえます。ふえますから、地下鉄が完成をしても、高速道路が完成をしても、この東京都内の現況の路面が交通緩和されるということには、あまり期待ができないのではないか。こういうことを考へますと、今時間的に規制されておる、今大型トラックあるいは路障便なりの規制は、いつになったら解けるか、これを解いてもらわなければ、やはりコスト高で国民大衆は非常に迷惑になるのだ、こういうことから、私はもう少し具体的な計画をここで聞きをしなければ、ちよつとあとへ下がれないわけなんです、できるだけ具体的な内容を御説明をしていただき、将来のこと、それから現在の状態と考へ合わせた上に立って、こうするんだという点を明確にお示しをいただきたいと思ひます。

○広瀬(真)政府委員 交通規制のやり方というのは、非常にむずかしいわけでございます、規制をやらぬのが一番望ましいと申さる方もありますが、やむを得ず現在実施しているわけでございます。車のふえ方から考へますと、自家用車というものは急速に

ふえて参るといふことも事実だと考
ます。それで、交通規制を、家用
車、営業車、調和のとれた格好でや
っていくというのを当面の問題として
考えるわけでございます。自家用車
につきましても、車庫の設置というも
のを最近義務づけておりますし、ま
た、路面を有効に使うために、駐車禁
止区域というものを逐次広げて参っ
ておりますので、そういった格好で、逐
次自家用車に対する規制というものが
行なわれておるわけでございます。そ
れから営業車につきましては、先生御
指摘になりましたように、営業車とい
うものは公共性が強いわけございま
して、交通規制であるいは輸送の円滑
を欠くということになりますと、勢い
輸送の原価が高くなる。従いまして、
国民生活あるいは経済活動に影響する
ところが非常に大きいわけございま
して、現在もやむを得ずある程度の規
制は実施しておるわけでございます
が、これを急速に解くというわけには
なかなか参りませんし、あるいは現在
お話が出ておりますように、今後さら
に規制を強化するという考え方も一部
にはございますが、自家用車あるいは
営業車、パランスのとれた規制の仕
方——私どもとしましては、営業車と
いうものは、ただいま申し上げました
ように、公共的な性格が強く、国民生
活あるいは経済活動に甚大な影響がご
ざいますので、なるべくこういつた面
に影響を与えないような格好で考えて
参りたい。しかし、全体の交通規制と
いうものから、ある程度の規制という
ものは、ここしばらくの間はやはり続
けていかなければならぬのではないか
というふうに考えております。いずれ

にいたしまして、交通規制につきま
しては、政府部内の交通関係閣僚懇談
会、あるいはその下部機構としまして
交通対策本部というものが設けられて
おりますので、そこで関係方面と緊密
な連絡をとりながら、慎重に対処して
参りたいというふうに考えておる次第
でございます。

○田口(誠)委員 参考具体的な数字
をお伺いしたいと思っておりますが、東
京都内では、これは何月現在になります
かわかりませんが、現在何台の
乗り入れ台数があるかということと、
それから営業車と自家用車を区別して
一つお示しをいただきたいと思いま
す。

○田口(誠)委員 政府委員 私、た
だいま手元にこまかい数字を持っており
ませんので、後ほど資料で提出をいたし
ます。

○田口(誠)委員 あとから数字をお示
しただけばかりです。営業
車といのはわずかにございまして、
パーセンテージは少のうござい
ます。それから年々ふえる自家用車は非
常におおいわけですから、今後は
交通対策を練って、もうわななければ
ならないと思っております。従って、私
はよくいように申し上げるのですが、や
はり公共的使命を持つておる事業に対
して規制をするという事は、これは好ま
しくないくらいではない、もつては、こ
れから、一日も早く乗り入れ規制を解
かれますような方を運輸省として考
えていただきたいと思っております。

うものにつきましても、まだ話題に
上つておらないのか、それともど
れだか進行しておるものか、一つ政府
の御見解を承りたいと思つていま
す。

○宮田説明員 直接の所掌ではござ
いせんが、この資料で御説明申し上げ
ますと、大都市の集配増料金につ
きましては、三十七年三月七日付をもち
まして、最近の都市交通の幅員による
運搬効率の低下という観点から、東京
都区内及び大阪市内所在駅に到着する
貨物の集荷料または配達料の加算料
金を、車扱が一トンまでごとに三十二
円、小口扱いは、これは小口混載を含
みますが、五十キログラムごとに十円と
いう加算料金を認められております。

○田口(誠)委員 その割増の関係は承
知しておりますが、全般的な認可料
金につきましても、私にはまだ構想も
何もないかという事、私はその値上
げを主張しておるものではありませ
んけれども、その点まず承つておき
たいと思つて、その前提は、今度私
鉄の料金の上昇は、小運送の認可料
金も上がるんだという事、これが世
間には流布されておるから、私はお
伺いをしておるのです。なければな
い、あれはあつてよろしいのです。

○田口(誠)委員 大手の私鉄運賃
につきましても、すでに改定を
実施しております。それで、通運
事業の運賃料金の変更につきま
しては、すでに日通その他の業者
から認可申請が出ておるわけ
です。これは現在運輸省といた
しましては慎重に検討中ではござ
いませぬ。

○田口(誠)委員 この点については、
これ以上突つ込んだ質問はいた
しません。ただ、先ほど私が申し
ましたように、現在の運送業者は
自由な時間に自由

由に運送ができない、配達が
できない、集荷ができないとい
うこと、それから、非常に作
業がしにくいということ、そ
れからコスト高になつておる
ことなどです。それで、日本
通運のよう大きな会社であ
つても、従業員よりも、ペー
スが四千円も下つておるよ
うな状態です。それは労働組
合のストライキの仕方が悪い
のかわかりませんが、でも、
幾らストライキをしてみても、
ないものはとれないと思つ
ますが、そういう労働関係の
ことは別といたしましても、
やはり日本通運ですら、従業
員が公務員の給与より四千
円ほど下つておるわけであ
つて、最近認可を得て運送業
を始める中小企業の小運送
業者の労働者というものは、
非常に低賃金で労働強化を
させられて、内容に至つては
労働基準法に違反するよ
うなことが非常にたくさん
あつて、今まで日本通運な
んかで取り扱つた荷物をダン
ピングによつて獲得するとい
うのが現状であるわけであ
つて、こういうような状態を
放任しておくことは、私は好
ましくないと思つて、私は、
運輸省としては交通緩和対
策を早急に完全なものに実
現化されて、現在規制されて
おるものを早く解くように
思つておるわけです。

それから、国鉄の方お見え
になつておられます。因
鉄関係でございますが、定
員が非常に不足をいたして
おるわけであつて、国民
に対するところのサービス
が欠けておる面があるの
じやないかと私は思つて
おる。これは率直に申し
まして、国鉄の従業員に
欠陥があるのではなくして、
定員不足のために、ど
うしても手が回らない、
手が回らないから、国民
大衆に対するところのサ
ービスが欠けたらという
ことなんです。それで、私
はおととい上野の駅へ行
つて参りましたが、上野
の駅あたりはもう乗降者
が多くて、横へ横切ら
うと思つてもどうしよう
と思つても、何ともなら
ぬのです。だから、私は、
国鉄としてあつた混雑を
緩和するために、たと
えば上野の駅あたりを
どうにか考へておられる
のか、承りたいとおも
つておつたのです。上野
の駅を対象に出したわけ
ですが、何か構想ござい
ますか。

○岡本政府委員 国鉄の定員は、
仰せのように最近増加
いたしております。しか
し、国鉄の経営上、人
件費の圧迫というものは
大きなものでございま
して、大体経営費の六〇
％近いものが人件費であ
ります。経営の合理化
という観点からできる
だけ仕事を機械化いた
して、人件費の増大を
妨ぐよう考へておる
わけであつて、ただ、
仰せのように、サー
ビス面の低下という
ことが心配されます
けれども、これも機械
化あるいは施設の
拡充によりまして
補う、こういうことが
必要であらうと思
つておる。また、国民
の側から見ますと
いうと、最近の物
価の値上がりは、
サービス関係が
御承知のように
中心でございます
が、やはり人手
の不足と申
す、別の面から
見ますと、先進
国の経済の型に
移行しておる

うに言われておりますけれども、そういうことから申しますと、多少のサービスの低下はある程度は忍んでもらわなければならぬというふうに考えております。御指摘の上野駅の設備の問題でございますけれども、国鉄は、もちろん、現在の上野駅は非常に設備が悪く、そういうことはよく承知いたしておりますので、全面的な改築の計画を今練っておりますのであります。新しい民衆駅の格好でこれを取り上げるといふような構想のもとに、いろいろ具体的な計画を練っておりますと承知をいたしております。

○田口(誠)委員 予算を乱費するといふようなことは、これは慎まなければならぬし、機械化によつて能率を上げ、サービスの向上をはかるということとは、これは当然やっていたりいたしなくてはならないと思つていますが、私はこの駅とも申しませんが、私ども、わがやういふ例を申し上げますが、出札のところへ行きまして、今度の特急券はどこで買うのですかと窓口で聞きますと、あまりにも仕事にせわしいから、一々いなかから来た人に応待しておつてはなかなか仕事になりませんので、上に書いてある、こう言うのです。なるほど上を見ればそれは書いてありますが、これは全くの一例ですけれども、多かれ少なかれ、こういうことがあり得るのです。駅へ行つてみますと、あちらにも広告、こちらにも広告、いろいろな張り紙や広告が出てお見まして、自分の得ようとするものを見つけようとして、変わった駅へ行きましては、私どものように方々の駅へ行く者ですら、直接聞かなければわからない場合があるわけなんです。

す。従つて、あまり旅行なんかしない人たちが汽車に乗られる場合には、やはり国鉄の職員の人いろいろなことを聞かれる。聞かれれば、あそこへ行つて聞けと言ふ。それはちゃんとして曲がってこう行つてあへ行つてこうだと教えてくれればわかるけれども、あそこへと言つたつてなかなかわりませんし、上に書いてあるということになれば、なるほど見れば上に書いてあるけれども、その言葉を受けた大衆の印象というものは、国鉄は非常にサービスが悪いということなんです。これは、私が汽車に乗つて、私と座席をともにしておつた方が、このごろは国鉄は非常にサービスが悪いですね、こう言われたから、はあ、どうということなんです。言つたら、実はこういうことを聞いたら、上に書いてある、こう言つた、なるほど上を見たら書いてあるけれども、それでは国鉄の従業員としての勤めにならぬのじゃないですか、こういう話しかけをされたのです。そこで、私は、それはごもっともです、ところが、それぞれの仕事の部署についている国鉄の従業員は、一々お客さんからそういうようなことを聞かれても、丁寧に説明をしておる余裕がないのだ、やはり国鉄は独立採算制を頭に置いて事を進めておるから、なかなかそういう余裕のあるような定員の確保がなされておらないのだから、これは大衆の声として、従業員の定員をふやせ、そして大衆へサービスするような方法をとつてもらわなければいけませんねという話を私はいたしたのであります。一例を申し上げたのですよ、こういう状態なんです。機械化によつて云々とか、机上プランというものは

のはいろいろできませんけれども、實際に当たりますと、これは大衆の満足するような現状ではないということなんです。従つて、私は、独立採算制も必要ではございませうけれども、少なくとも国有鉄道は、赤字が出るから、国民大衆に迷惑がかかっても定員は絶対にふやせぬのだというふうな、また十分なる科学の進んだところの機械設備ができないのだというふうなことであつてはならぬと思つておるのです。この点については国の方から予算をとつて、交通網の完全を期し、そしてサービス部門としての万全を期さなければならぬ、かように考えておるのですが、その点はどうにお考えなんでしょうか。

○岡本政府委員 窓口のサービスの問題でございますが、実は私自身のことでも申し上げておるんですが、私も学生時代に国鉄の窓口で非常に冷たい仕打ちを受けたことがございまして、非常に腹を立てたことがございまして、これはすいぶん昔でございますが、そこで、やはり従業員の心がまえの問題であらうかと思つて、必ずしも人手云々にはよらないんじゃないかというふうにも考えられます。先ほど申し上げましたように、できるだけ人手をふやしてサービスに万全を期するということは、もちろん必要でございますけれども、経営の合理化という観点からいまして、むやみに人をふやすというわけにも参りません。特に昨今よく話題に上りますそば屋の出前問題でございますけれども、おそらくこういう人間的なサービスの面はだんだん低下していき、あるいは出前をしなくなるということになつていく

だらうと思つておるのです。アメリカでも、御承知のように、鉄道のそういう人間的サービスの面はすいぶん悪く、たとえば駅弁もやらない、あるいは発車ベルも鳴らさぬとか、そういうことで、わが国とは格段の相違があるようにございまして、人手が非常に足りないう、人件費が高い、こういうことから、やむを得ない現象ではないかと存じております。やはり従業員の訓練をきびしくやりまして、そういうサービスの面を精神的な面で補う、こういうこと以外に方法は、かように考えております。

○田口(誠)委員 それでは解決できないんです。訓練をさして精神面によつてこれを解決するということでは、私は解決できないと思つて。先ほど申し上げたように、窓口で十分なサービスができないというところは、それは、あなたが窓口にすわつて、今いろいろと座席指定なんかの場合に、どこかあいておるとかあいておらぬとかいって、一生懸命に調べて次から次へ売つておる。お客さんがすつと長蛇のごとく並んでおる。時間を切つて仕事はしてやらない、いかに精神的訓練をされておつても、聞かれた人に十分納得のいくような説明をする余裕はないと私は思うのです。それで、これを一つ解決する方

法としては、東京駅のようなああいう大都市の駅ですら、鉄道案内所はどの程度ですか、四メートルか五メートルの開口で、二人か三人しかおられない。場合によつては、その人手も一人くらいしかすわつておらないときがあるわけなんです。だから、あの案内所には

うと思つても聞けないわけなんです。聞けないから、そこらに歩いておる鉄道の制服を着ておる職員にいろいろなことを聞く、聞かなくても、自分はその衝に当たつておらぬから、わからぬから、あそこに行つて聞いて下さい。これは無理のないことなんです。だから、窓口のそういう仕事を緩和したり、大衆に満足のいくようなサービスをしようと思つれば、まず一つの方法としては、十分に鉄道案内所を設置するということだと思つておるのです。これは今東京駅に行つてごらん下さい。あの狭いところで案内所があるんですが、そこには山のように大衆が押しかけておるわけでありまして。そうして、幾ら待つていてもとても自分の番が回つてこないから、やむを得ず窓口へ行つて聞いたり、構内を掃除している職員に聞いたりするわけなんです。構内を掃除している職員に聞いてみても、幾ら制服を着て国鉄の職員だといつたところで、これは、私は、聞く内容によつてはなかなかわからないと思つておる、わからないので十分に教えてもらえないことが、国鉄はサービスが悪いんだという一言で大衆は吹聴しているわけなんです。こういう点を考えてみなくてはならないと私は思うのです。あなた

の言われるように、従業員の精神の問題だとか、質の問題だとか、こういうことでは私は解決できないと思つておる。だから、単なる机上のプランでなしに、実際にいなかのお父さんなりお母さんなりを連れていって、上野駅なり東京駅で切符を買わせて、どこかへ乗車してみなさい。どのくらい手間どるか、この人たちがいなかから出てきてあのだきさんの広告のある中で見

て、はっきりわかるような指示がしてあるかどうかということなんです。私も考えましては、実際はそうではないわけなんです。手荷物預かり所には荷物がありませんから、預かり所というものは一番わかりやすいですけども、その他のことは全くわかりにくいわけなんです。こういうことの研究をしてみなければならぬのですが、こういう方面への研究をなされているのか、こういう方面に隘路があるということはまだ御存じないのかどうか、この点お聞きをしたい。

○岡本政府委員 確かにそういう面につきましては足りないところも多いと存じます。しかし、国鉄もその方面はだいぶ研究して参りまして、たとえば国電の車体の色をいろいろ分けまして、御承知のように、湘南電車はあいつた色、山手線はカナリヤ色であるとか、そういうふうな色で識別できるように方法をとるとか、いろいろ考えて採用しているのをごさいます。確かにいなかからぼつと出てきまして、一見して自分の乗りたい車に乗れるというふうな面におきましては、足りない点があるかと私も存じます。十分御意見を拝聴いたしましたので、国鉄をそのように監督、指導していきたい、このように考えております。

○田口(誠)委員 十分にその点を研究していただきたいと思えます。まず東京駅と上野駅の案内所へ行つてごらん下さい。あの程度の案内所であの大衆に十分にサービスができるかどうかという点、私は、まずこれが一番早わかりだと思えます。その点強く要望申し上げます。

○田口(誠)委員 十分にその点を研究していただきたいと思えます。まず東京駅と上野駅の案内所へ行つてごらん下さい。あの程度の案内所であの大衆に十分にサービスができるかどうかという点、私は、まずこれが一番早わかりだと思えます。その点強く要望申し上げます。

それから、昨年も臨海工業地帯に対する国鉄からの投資を行なつて、倉庫業をやるという法律もできましたが、国鉄も多角経営というように、独立採算制を維持していく上において、これはその時とおりによつては、私はいろいろと考えていたとしても、私はいろいろと考えていたとしても、任務であるところのサービスその他の万全がより期せぬうちに、その他の方へ手を回してみても、私はこれは無意味であらうと思つておられます。それから、私は、国鉄の多角経営というふうな面につきましては、これはよほど慎重に検討をしてやらなければならぬものではないか、かように考えております。

またいろいろ実例を引いて御質問申し上げたい点がありますけれども、およそ理事会で時間的な面も考えておられるようにごさいますので、これ以上は私は質問申し上げません。ただ、ただいままで質問申し上げました幾つかのことを、運輸大臣がじつと聞いていただいたわけなんです。総括的に運輸大臣から私どもの納得のいくような御答弁をいただいて、そうして運輸行政の万全を期していただきたい、かように考えて、運輸大臣の答弁を伺つて、私の質問を打ち切らしていただきます。

○田口(誠)委員 質問の御趣旨、よく了解いたしました。独立採算制と公共性という問題は、日本国有鉄道に課せられた重大な問題であり、また難解でございまして、ある面にはば独立採算制を無視して、やれ合理化をやれ何をやらせよといつて経費の面から責められ、また、サービスの面は、確かに御趣旨のようなことはたくさんあります。それを逐次独立採算制を維持しながら、そのサービスに主たる点を置きまして改善せしむるよう努力いたしたいと思つておられます。

○田口(誠)委員 質問の御趣旨、よく了解いたしました。独立採算制と公共性という問題は、日本国有鉄道に課せられた重大な問題であり、また難解でございまして、ある面にはば独立採算制を無視して、やれ合理化をやれ何をやらせよといつて経費の面から責められ、また、サービスの面は、確かに御趣旨のようなことはたくさんあります。それを逐次独立採算制を維持しながら、そのサービスに主たる点を置きまして改善せしむるよう努力いたしたいと思つておられます。

○永山委員長 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。

○田口(誠)委員 それでは、次は皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、皇室経済法の改正の内容と、それから特に皇室経済のことは私どもはあまり内容的にわかりませんので、場合によつては具体的にお聞きする面がございしますので、そのように御了承いただいて、御答弁をいただきたいと思つておられます。

一昨年でしたか、皇居の内部を若干見せていただきましたが、建造物は非常に古い。僕らが外で考えておつたより非常に悪い建物ばかりであつて、これが宮様のお住まいになつておられるところか、これが天皇、皇后のお住まいになつておられるところかといつてびっくりするほど、建造物は悪かつたわけなんです。従つて、私は、今度提案されておられる、新しく改造をするところの宮内庁の病院外敷地は、そういうことから提案されておられるものと拝聴しておるわけなんです。

そこで、まず最初に、お聞きをいたしたいと思つておられることは、これは週刊雑誌等で僕ら読んでおるわけでごさいます。明憲法と、それから新憲法下における天皇の地位、あるいは皇室の経費の費用の要り方につきましても、相違があるかと思つておられる。よく宮様なんかの場合には、いろいろ余金の顧問をしたり、言葉をかえて言えば、何々スポーツ会の顧問をしておられるというふうなことから、そういう方面からの若干の収入もあるもので、ようやく宮様としての品位を保つていけるのだというふうなことがよく書かれておるわけなんです。実際に戦前と戦後とで大きく違つたという点は、どういふ点が違つておられるかということなんです。というところは、私は憲法の上からくるところのことはよろしいです。ただ、費用の面について私はお伺いをいたしたいと思つておられます。

○瓜生政府委員 戦前の皇室全体の収入といひますか、経費といふものと、現在の額と比較いたしますと、そこに大きな開きがございまして、戦前ですと、皇室へ同庫から毎年四百五十万を入られる。そのほかに、皇室財産がたぐさございまして、その中で大きなものは御料林のようなものでございまして、そうした皇室財産からの収入といふものが、年によつて違つておられます。なおおね一千万円程度です。これを合算すると千五百万円くらいです。物価指数をそれにおかけになりますと金額が出て参りますが、四百倍をかけた六十億になるわけでごさいます。現在の皇室の方の予算の関係は、皇室費の關係で年によつて——だんだんふえて参りましたが、それにいたしましたし、ことしは約九億くらいになつておられます。これは皇居造営の關係で四億ふえたが、去年は五億でございまして、そのほかに、宮内庁費とい

ういわゆる事務費の關係、そういうものも加えまして、昨年は十二億でございまして、今年は今申しましたように造営の關係でふえましたものですか、約十八億近くになつておられます。しかし、以前の六十億から比較いたしますれば、その収入といふものはぐつと少なくなつておられます。以前と違つて、いろいろなさされ方も簡素化されておられるから、そういう關係で、経費のかかる点も以前ほどかかりません。でございまして、そういう大きな経済的な幅において違いがございまして、今お尋ねの中にちよつとありましたが、宮様が何かいろいろ団体の顧問をされて、その顧問の収入を得られるので、やつとこの経費をまかなつておられるといふことはございせん。皇族さんがいろいろの協会の總裁とか役員をなさつておられますが、これは主として名譽職的でありまして、實際大会なんかにおかけのときの実費は、その方の協会から出しますけれども、年幾らというふうな報酬をとつておられるわけはございせん。このことは特に収入として考えることはできないのでありまして、現在の宮様でありまして、今までの皇室費の定額が四百二十万だったのを、今度五十万ふやして四百七十万円にしたいだつたとしておられますが、その収入が主たる収入で、そのほか、預金と債券等による収入が幾らかある。しかし、大部分はこの歳費によつてなつておるといふのが実情でございまして、

○田口(誠)委員 今御答弁の中に、皇室財産云々というお言葉がございまして、多少それについて疑問な点がございまして、お聞きをいたしたい

○田口(誠)委員 今御答弁の中に、皇室財産云々というお言葉がございまして、多少それについて疑問な点がございまして、お聞きをいたしたい

と思うのでございますが、昭和二十年十月三日付で占領軍司令部が発表したのは、十五億という発表をいたしております。ところが、二十二年二月二十日付宮内省の発表は、三十七億一千万円と発表をしておるわけでありまして、相当これは相違があるわけなんです。

が、占領軍の方から発表されたものの中には、宮内省の発表した内容と相違があるのかどうかということ、あるいは単価が上がったのかどうか。そうでなければ、一年や二年のうちに倍になるといふことはちょっと考えられぬ。銀座のまん中ではございますが、相当土地が年々上がっておりますけれども、宮内省の内部の皇室財産が、そのときによって倍になったり半分に計算できたりするということ、私はないと思ひます。この点がちょっと不思議でならないので、お聞きをいたしたいと思ひます。

○小畑政府委員 ただいまの御質問でございますけれども、仰せの通り、司令部の方の発表とその後の関係等におきまして開きがございますが、内容的には、司令部の方の発表と、その後公に宮内省が発表された点と、何ら違いがないわけでございます。ただ、評価の上におきまして、立木その他の評価がまだはっきりいたしてないものでございまして、終戦当時の司令部の発表は、その点の計数が大きく違つてゐるような次第でございます。その後、二十七億一千万円の金額と申しますのは、財産税を納めまします基礎的なことといたしまして、評価委員会におきまして公に定められました単価その他によりまして積み上げました結果が、そのようなことになつ

ておりますので、内容的には、一方は抜けており、一方は入つておるといふことはなかつたわけでございます。○田口(誠)委員 二十二年二月二十日以降の三十七億一千万円というのは、この評価はまだ変わつておりませんか。○小畑政府委員 御承知の通り、終戦当時それだけの皇室財産があつたわけでございますけれども、大きく申しまして、九割近くが財産税で國家の財産の方へ移りましたし、その当時の純粹の皇室財産として残りましたのは、若干のお手元関係の財産だけが公に皇室の財産ということになつておる次第でございます。全然基礎的なことが違つておるわけでございます。○田口(誠)委員 こういう質問はおかしいかもしれませんが、今度政府は、今年の七月基本方針を立て、来年の一月までに不動産の評価がえを行なうわけなんです。従つて、こういう政府の施策に伴つて、皇室関係の財産というのは、やはり同時にそのした評価がえというふうなことがなされるのか、これは全く別個なものかどうかということもお伺ひしたいと思ひます。

たり新聞で見たりしたことを申し上げてお聞きするので、質問の内容が當を得るかどうかわかりませんが、皇室財産といへば、有価証券、それから土地、建物、森林といふのが、森林とまではいいませんが、植木、雑木といふようなものがその対象になるのだ、こういうようなことも承つておるのです。それで、こういうものと皇室財産といふものとは違つておるか、皇室財産といふのは、たゞいま御答弁のあつた範囲内のものであるのか、たゞいま私が質問申し上げましたような内容のものは何に属するものか、この点一つお教え願ひしたいと思います。

○瓜生政府委員 世間でよく、国有財産であつて、それを皇室用に供する財産となつておるものを、皇室の御所有のものであるように誤解をされてゐる方がありまして、ときによると、いろいろ雑誌なんかで書かれる場合に、そういう誤解に基づいて書かれてゐるものもございまして、たとえば現在の皇居、あれは皇室の用に供する国有財産で、皇室財産ではないわけなんです。今お話がありました、そのほか、いろいろな牧場とか、陵墓、これもみな国有財産であります。それを皇室の用に供するということになつておるわけでありまして、そのような皇室用財産から収入がもし出ると、収入が出るというの、三里塚の御牧場くらいのものでございまして、その収入は全額國庫収入になるわけなんです。皇室の収入にはならないのであります。しかし、一面それに必要な経費も國庫から支弁しておるわけですから、結局、そういうところの収入といふのは國庫へみ入

るわけでありまして、皇室で今御所有になつておる財産といふものと、先ほどもちょっと経済主管が申しましたが、ちょうど終戦後に、憲法の条文に基づきまして、皇室財産は一応全部國有にする、しかしながら、やはり不時の場合の経費が要るでしょうといふので、そのうちのごく一部分、これもすでに発表になつておりますから、金額を申しますと、その当時では千五百万円、その範囲だけは残して、あとは全部國の方へいつたわけなんです。その後、いろいろ内廷費その他、余りもすつと、それを貯金する、そういうもので不時の用に供するものがある程度残してございます。そのほかには、身回り品、御洋服とかそういうような身回り品は、皇室の御所有でございます。そういうふうなことで、一般では、国有財産である皇室用財産と皇室財産を混同なさつておる場合があるといふことを申し上げたいと思ひます。

○田口(誠)委員 皇室経済法施行法によつて、内廷費とか宮廷費とか皇族費とか決定されて、そのつど必要に応じて改定されておるわけなんです。これは國の予算関係と対照的にお聞きすることもまたおかしいかもわかりませんが、國の予算の場合には決算をしますね。ところが、皇室経済関係の予算の場合には、決算をしたとか、決算書というふうなものはないことではないんですが、こういう処理は、もう全くはおろつぱなしであるのか、何かどこかでそういう決算的なものをなされておるのか、その経緯を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○瓜生政府委員 この皇室費と申します中に、内廷費と皇族費と宮廷費、その三つの項目があるわけでありまして、内廷費ですと、三十八年度予算では、六千万円の予算になつております。皇族費は全体で二千百十五万円、それから宮廷費として八億三千三百二十一万円上がつております。このうちで、内廷費と皇族費は、これは皇室経済法の規則によりまして、これはお手元に渡れば私経済になる。宮内庁の扱ひ公款とはしない。ちょうどわれわれの俸給ですとか、皆様の歳費をおもひになります。それと當たるわけでありまして、それでお手元に渡つた後は、これは公金ではないのであります。従つて、その部分については、私経済ですから、これは普通の私経済について一々公に決算をいたすということはないわけでありまして、しかし、宮廷費の方は、この八億三千三百二十一万円の部分につきましては、これは公の經理に属する経費でございますから、これに決算を出して、決算委員会でもいろいろ審議を受けております。これはどうして使つたといふことの御説明もいたしたりしておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 私どももこれは雑誌で見たり新聞で見たりしたことを申し上げ

るわけでありまして、皇室で今御所有になつておる財産といふものと、先ほどもちょっと経済主管が申しましたが、ちょうど終戦後に、憲法の条文に基づきまして、皇室財産は一応全部國有にする、しかしながら、やはり不時の場合の経費が要るでしょうといふので、そのうちのごく一部分、これもすでに発表になつておりますから、金額を申しますと、その当時では千五百万円、その範囲だけは残して、あとは全部國の方へいつたわけなんです。その後、いろいろ内廷費その他、余りもすつと、それを貯金する、そういうもので不時の用に供するものがある程度残してございます。そのほかには、身回り品、御洋服とかそういうような身回り品は、皇室の御所有でございます。そういうふうなことで、一般では、国有財産である皇室用財産と皇室財産を混同なさつておる場合があるといふことを申し上げたいと思ひます。

○田口(誠)委員 私どももこの把握しております範囲は、内廷費とは、天皇、皇后、皇太子、皇太子妃、それから宮様の経費をいふというように、常識的に判断してゐるわけでありまして、それから宮廷費は、陛下が國の象徴としての品位を保ちつつ行動される行動費というか、活動費というか、これは皇太子も含めてであると思ひますが、こういう場合に、天皇、皇后陛下の場合と、皇太子、皇太子妃の場合、外圍へおいでになる場合には、宮廷費の中へ入るのですか。

○瓜生政府委員 外国に出かける場合は、官廷費の方に入るわけでありまして、

○田口(誠)委員 今年の場合には、外国へおいでになる予算というものは、入っておらないですね。

○瓜生政府委員 今年度の予算で、三笠宮様がトルコにお出かけになります。経費が入っています。それだけでございます。従来も外国へお出かけの経費は、概して言いますと、そのつど特に予備費を出していただきまして、それでまかなっていただくことが多くあります。と申ししますのは、ちょうど予算の編成をする際に、相手国との間に何日間くらいの御予定でどういふふうな御旅行されるというふうなことがございまして、そういうふうなことがございまして、そういうふうなことがございまして、それに必要な経費を予備費をもって支弁しておる場合もあるわけでございます。それは決算の方に

○田口(誠)委員 秩父宮様の場合は妃殿下でございますから、これは金額に相違はないと思っております。ところが、高松宮様、三笠宮様の場合は、これは今

○瓜生政府委員 その他と申ししますと、どういふことか、ちょっとはつきりつかめないでございますが……

○田口(誠)委員 たとえば妃殿下の場合は、秩父宮様に五百万円なら五百万円出るということになりますれば、妃殿下の場合には二分の一いたします。

こういうきまりがあるのでしよう。そのなりきると、私どもがほかの文章で見ました秩父宮さんと高松宮さん、三笠宮さんの皇族費が、金額に相違がございまして、ただいまのように三笠宮様が外国へ御旅行になるといふことになれば、これは相違があつてもいいのですけれども、その他の場合に金額に相違があるということは、おかしいので、お伺いをしておるのですが、これは相違があるということでは私の方の間違いであつて相違がないというふうに受け取つておいてよろしいのですか。

○瓜生政府委員 皇子の方が金額、その配偶者の方が二分の一というの、これは皇族費の算出の方法についてでございます。外国に御旅行になる経費というものは、これは実際に必要な経費を予算で組みますから、その場合、その場合によつて実際に要する経費だけをお組むわけでございます。これは秩父宮妃殿下の場合でございます。高松宮様、三笠宮様の場合でありまして、実際に要する経費を組みますから、根本の考え方は変わらないわけあります。

○田口(誠)委員 ちよつとこまかいところへ入つて恐縮でございますが、天皇、皇后あるいは皇太子、皇太子妃の場合には、正式の名前は何かというのかわかりませんが、つき添いの方がお見えになります。お手伝いの方がお見えになります。これは今何人くらいお見えになりますか。直接内廷費から出るところの雇人というのは何名か、こういう聞き方がわかりやすいでしょうね。

○瓜生政府委員 現在内廷費から出て

おりまする人件費としては二十五人分でありまして、待従職の人は内廷費でございまして、宮内庁では国家公務員としてお仕事をしておるということになっております。

○田口(誠)委員 この内廷職員というのは国家公務員ですか。

○瓜生政府委員 内廷職員は二十五名は、これは国家公務員ではなくて、皇室が私的にお使いになつておる職員、従つて、公務員としての法律の適用とか、あるいは共済組合の、いわゆる昔で言う恩給、年金とか、そういうものは、ないわけでありまして。

○田口(誠)委員 そうしますと、この二十五人の給与というのは、内廷費から支払われるのですか。

○瓜生政府委員 さようでございまして。

○田口(誠)委員 そこで、この二十五人に対して二カ年ベース・アップをしていないから、今度予算を計上して一八%ということなんでしょうか。

○瓜生政府委員 この内廷職員につきましても、国家公務員が一年の十月に上がりましたが、それに比べてやはり上げてあるわけでありまして、それから今度また国家公務員が昨年十月から上がるということになりましたから、それと区別してはさういふ方にお気の毒ですから、やはり給与の改善はしてあります。しかし、それだけ予算面では苦しくなつておる。そこで、やはりその面は予算の方もやしていただきたいということ、二百万の増額ということをお願いするわけなんです。

○田口(誠)委員 昭和三十六年のベース・アップというのはあつたんですか。

○瓜生政府委員 昭和三十六年のベース・アップの際には、内廷費、皇族費の増額のこと提案しなかつたわけでありまして、といひますのは、その当時の上がり方が何%かでありまして、パーセンテージはそれほど高くなつたわけでありまして、その程度は大體全体の制程度で予備費を持ってなされておるものですから、まあそれ以下の範囲の増額ということでは何とかなるから、そのつどには増額を提案しないというので、提案しなかつたのです。

○田口(誠)委員 ただいまの答弁はちよつとおかしい。三十六年度のベース・アップの率は三十七年度より多かつたのですよ。それで、三十六年度と三十七年度分を合せて今度は一八%のベース・アップをするということなんです。三十七年度はあつた上からなかつたから手元でまかなつておいたが、今度は二年目だから予算に計上したと言われるけれども、その点は違います。違つておるところは答弁はよろしいが、賃金の専門家でないから、間違ひの答弁もあるうと思ひますので、その点の答弁の内容の追及はいたしません。いずれにいたしまして、多くても少なくても、国家公務員が上がつたらやはり予算計上というところは必要だと思ひますが、これは毎年どうなんですか。

○瓜生政府委員 先ほどの答弁を一応釈明しておきますが、三十六年度に内廷費、皇族費が上がつております。それは三十六年の十月に国家公務員は上がつてはおりますけれども、その部分については上がつておらず、その前の三十五年のところまで上がつておるのを見て、三十

六年度から上がつておるわけなんです。そういう関係でございまして、先ほど申しましたのは、三十六年の十月一日にベース・アップがございまして、その場合に、それを見て増額をお願いするすれば、三十七年度の昨年の国会にお願ひすべきであつたが、それは見送つたというのを申し上げたのでございまして、一応釈明しておきます。

それからお、一般国家公務員が上がる際に、内廷の職員はそのままといふことではいけませんので、これは従来とも同じような率で上げておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 この内廷の職員というの、私はお目にかかつたことはございませんで、想像で申し上げます、天皇、皇后、皇太子、皇太子妃におつきになつておられる方には年配の方が相当ある。さうしますと、もし年配が高いとすれば、平均ベースというものが、相当国家公務員より高いのは当然だらうと思ひます。従つて、私はここでちよつとこまかいことをお聞きするのであれば、最高何才くらいの方が内廷職員としておいでになつて、平均年令がどのくらいで、ベースはどんなものか。これはあまり安かつたら、もう少し予算を取つて上げてやらなくちゃいけませんし、あまりそのつり合ひが悪いほど高かつたら、来年ちよつと考へなくちゃいけません。と思ひます。

○小畑政府委員 ただいまの先生の御質問でございますが、直接而して、東宮閣下への御用をなさいます関係は、先ほど瓜生次長の答弁いたしました通り、侍従とか女官とか東宮侍従とか、

あるいは東宮女官とかいうような関係でございませう。ただいまこの給与の方で入っております内廷職員と申しますのは、掌典とか内掌典とか、あるいは生物学研究所の助手とか、あるいは奥の雑務をいたします関係の職員でございまして、先生のおっしゃいますように、直接側近の関係の仕事に従事するといふふうな方々ではございませぬ。従いまして、この掌典の方の最高と申しますと掌典長であります。これは年令的には七十五才というふうな相当高年令になっておる次第でございませうが、そうした奥の雑務者とか、生物学関係の純粋の私的の関係のお仕事を助けるというふうな関係でございまして、従いまして、平均給与も三万一千三百円というふうな程度の低い平均額になっておる次第でございませぬ。

○田口(誠)委員 ちょっとこまかいことに入りましたので、ついでにこまかく聞いておきますが、今の二十五名の内廷職員は、ただいま申された掌典、内掌典、それから研究関係におる従業員は、大体人数別にしてどういふふうな分布になっておりますか。

○小畑政府委員 常勤の掌典の方が四名でございませう。内掌典と申しますのは、やはり掌典のお仕事と同様でございませぬけれども、婦人の関係でございまして、内掌典の常勤の関係の方が四名、それから掌典の方で、お祭が常時あるわけではございませぬし、大きなお祭その他の関係には手が足りないものでありますから、非常勤の掌典の方がおるわけでありませうが、この方が三名、それから生物学研究所の助手等で四名、それから奥の雑務をやっております関係の奥の女子職員が十名、こういうふうな内容になっております。

○田口(誠)委員 お祭は百年じゅうあるわけではございませぬが、今の掌典ですか、こういう方面に七名ということは、これはふだんは何かほかの仕事も兼務されておるのですか。ただ、今のお祭関係とか、そういういろいろの行事関係だけをつかさどっておられるのか、どうなんでしょうか。

○瓜生政府委員 職務の内容から言いますと、宮中三殿の方のお祭というものは、特に大きなお祭はしよちゅうではありませぬが、常に毎朝の御拜が、直接陛下でなくてかわって御拜になるとか、その他いろいろそこでお世話をするとかいうような仕事であります。なおまた、個々の掌典で、陛下が、地方の皇室との御縁故の深い神社に對し、例祭なんかの際に幣帛神饌料などをお出しになります。そういうことについては準備がある。そういう場合にこちらから勅使とかお使いが行くというふうな仕事がある。やはり平素からずっと仕事はあつております。

○田口(誠)委員 これはいづれにしても広い範囲でし、陛下なり宮様にお仕えをし、仕事をやっておる場合に、員数的にいまして、二十五名という数字は多い数字とは思いませんが、これだけで完全に必要な仕事消化されておるのか、それとも宮内庁として差し向けておる職員があるのかどうか、この点も伺いたいと思つております。

○瓜生政府委員 先ほどもちょっと申し上げましたが、侍従職というのは、側近に奉仕の事務をやるといふことになつておるわけでありませぬ。ですから、それが出ておるわけです。ですから、側近奉仕の事務をするといふことは、やはり国家公務員としての仕事になつておるわけでありませぬ。これは例としてはびんごないかもしれませぬけれども、ちょうど秘書官のような仕事、そういうふうなことに侍従なにか当てるわけ、そういう者は国家公務員として宮内庁の方で出ております。なお、そのほかの國費をもつて出すことが筋合いとしてどうかと思はれる部分、特に神事になりませぬと、見方によりませぬといふけいといふような國費を出すのはいけなかつたといふこともございませぬので、それに携わる職員といふのは、これは内廷本来の職員として置くべきであるといふので内廷費、それから御趣味で御研究なさつておるの、いろいろの公的な御活動なさるのと違つて、私的な仕事をなさつておるのですから、その方のお手伝いをする人は国家公務員でない、そういうふうな一応区別しております。平素の身近なお世話をするの、おおむね国家公務員がいたしておるわけでありませぬ。

○田口(誠)委員 宮内庁内庁として必要な仕事をやっておる人は別といひまして、宮内庁から今の皇室関係へ出向されておる人は、今侍従長とかお話をございませぬが、これは侍従長以下何名ぐらい出向されておるのですか。

○瓜生政府委員 これは出向といふこととて、宮内庁というその役所の本来の事務の中に、やはり側近に關すること、内廷にある皇族に關すること、内廷にあるわけでありませぬ。ですから、宮内庁から出向してはいるのでなく、宮内庁の一部局でございませぬ。

○瓜生政府委員 さういふことは、院なすつて御養生なさることは、ちよつとどうかと思はれるくらいでしたので、その点はいいと思つてございませぬ。宮内庁が当然管理を行なつておると思つてございませぬ。さういふことですね。

○瓜生政府委員 宮内庁の官房の事務の中に、入つておるわけではございませぬ。○田口(誠)委員 それは、いゝわゆる皇居、宮殿、そういうものも含めておるのです。

○田口(誠)委員 私いつも疑問に思つておるのですが、よく外部の商社の広告なんかを見ますと、宮内庁の御用達云々といふ書いて、陛下の名前を商売の戦術に使つておる。これは何か資格をもちつておるのか。こういうふうなことを堂々となされて、何ら宮内庁の方からは文句も言わないのか。この御用達云々といふ商社はどういうふうな商社であるか。堂々と広告にも宮内庁の御用達商社であるからといふふうなことで、まるっきり天皇の名をかりて商売の戦術に使つておる。こういう業者が、たくさんあるわけでありませぬ。それで、この経過をちよつと御説明いただきたいと思つてございませぬ。

○瓜生政府委員 宮内庁へいろいろものを納める商社の中に、御用達といふふうな指定をするような制度は以前はあつたのでありませぬ。しかし、私が入つた、今から八年くらい前でありませぬが、御用達制度といふものは廃止になつておる。どこの商店でもいいものがあれば買つていふふうな切り変わつておるわけでありませぬ。しかしな

○瓜生政府委員 宮内庁の病院なんか、私中へ入つてみたことはございませぬけれども、外面から見ても、僕らの考えておつたよりは非常に貧弱な病院のように見えます。あの病院の中には、科学の進んだ今日、お医者さんが持つ機械器具といふようなものは完全にそろつておるかどうかといふことを憂慮するくらい貧弱なもので、これが改築されることは私はけっこうだと思つてございませぬ。あのような病院に天皇なり皇后なり、皇太子、皇太子妃が入

○瓜生政府委員 宮内庁の病院なんか、私中へ入つてみたことはございませぬけれども、外面から見ても、僕らの考えておつたよりは非常に貧弱な病院のように見えます。あの病院の中には、科学の進んだ今日、お医者さんが持つ機械器具といふようなものは完全にそろつておるかどうかといふことを憂慮するくらい貧弱なもので、これが改築されることは私はけっこうだと思つてございませぬ。あのような病院に天皇なり皇后なり、皇太子、皇太子妃が入

○瓜生政府委員 宮内庁の病院なんか、私中へ入つてみたことはございませぬけれども、外面から見ても、僕らの考えておつたよりは非常に貧弱な病院のように見えます。あの病院の中には、科学の進んだ今日、お医者さんが持つ機械器具といふようなものは完全にそろつておるかどうかといふことを憂慮するくらい貧弱なもので、これが改築されることは私はけっこうだと思つてございませぬ。あのような病院に天皇なり皇后なり、皇太子、皇太子妃が入

から、御用達なんて書いてあるのもいろいろありますが、その中には、いわゆる昔からの御用達というのではなくて、どこから物を買われますと、御用を承りましたから御用達というふうな書かれておるといふので、あまり広告に使われることは感心しない、その書き方のどうかと思われようなものであるが、こちらから注意をしたことありませんが、それほどない場合には黙っている。実際にそこからお買いになった事実があるとすれば、あまり弊害がなければ黙っているということになります。

○田口(誠)委員 旅館なんかの場合には、たとえ国有鉄道の指定旅館とか、運輸省の指定旅館とか、こういう看板をかけるんです。当然これは指定してあるわけなんです。ところが、宮内庁の御用達云々というところは、たまたま御説明があつてはほわかりましたか、指定商社というのとは別なものですか。

○瓜生政府委員 特に指定商社というのはないわけでありす。しかし、入札などをする場合に、そのつど指定することはございますから、そういう場合のために調査した資料などはございますけれども、特に指定商社と初めからきめておるといふことはないわけでありす。

○田口(誠)委員 法律的にどうかあるいは文章に残しておるといふふうな内容の商社というのはないといたしまして、従来からの慣例で、お菓子をとる場合に、こここの商社だとか、こういうふうな従来からの慣行をそのまま現在に当てはめて、そうして商社を宮内庁に入れる、こういうことはあり得るの

です。これは新しい商社ができれば、どんどん宮内庁の方に行つてお願いをすれば、取り上げてもらえるものかどうか。私がこういうことをお聞きするのは、なかなか宮内庁の方では取り上げてもらえない。それで、私の感覚では、それは指定商社というのがあるのだ、指定商社というのがある。この御用達という看板をかけるおつたのですが、指定商社というものは、御用達という看板をかけておる商社に対しては、たまたまの御答弁によつてわかりましたが、今まで入つておらない新しい商社が、入ろうと思つてもなかなか入れない。ところが、一たん御用達になれば、これは宣伝効果があつて非常にいいといつて、非常に入りたいといふようなことを言つておる商社もあるわけなんです。そういう点で私お聞きをするのですが、その点どういふふうになっておりますか。

○瓜生政府委員 以前御用達であつたところ、そういう商社について、現在もそこからのものを買う、これはあります。これはやはり皇室で必要とされるものを、こういうものだとよくわかつて、そういうような点で、その商社のものは適当であるといふことはございす。しかしながら、そのほかのところでも、これに劣らぬいいもの、値段の上においても適当な値段で納まるということがある場合には、入つておる実例はたくさんあるわけでありす。

○田口(誠)委員 今度の予算を見まして、私予算に盛られておらないと思つて、義宮さんが、近日という

か、ちよつとわかりませぬけれども、年内くらいにおめでたがある。こういうことを心配しなくてはならないと思つておるが、こういう点がこの予算に何もお考えになつておらないのか、その点も伺つておきたい。

○瓜生政府委員 現在義宮様は皇居内の義宮御殿にお住みになっておられますが、この一帯は今度官殿をつくりまされにしようと思つてございす。いづれにせよ、三十八年度中にはこわさなければいけないのであります。それは義宮様は将来どこにお住みになるかといふことで、一応渋谷の常盤松の前にお住みになっておりましたところ、あそこがいておりましたから、あそこにお住み願うというので、本年度の官廷費の予算の中には、あそこを修理する経費が入つておりました。それだけでありす。

○田口(誠)委員 今度皇居造営部を設けて、そうして造営計画が提案されておられますが、一昨年私も皇居内を見学していただいたときに、冒頭申しましたように、非常に建造物が腐朽いたしておるのであります。従つて、私は、ここに四件は提案されておりますけれども、次から次へやばり改築をしなければならぬ時期になつておると思つておる。この皇居造営部というの、この四件だけに限られておるのか、将来、造営部というものが、現在皇居内にある幾つかの建物の腐朽に対して計画的に設計を行ない、予算を要求してその衝に当たるのかどうか、この点を承りたいし、もしここに提案されておる四件に限るといふこ

とになれば、あとの構想を宮内庁としてお持ちになつておるかどうか、この点も伺いたいと思つておる。

○小畑政府委員 ただいまの先生の御質問でございすけれども、官殿の關係の造営費といたしまして、明年度一億八千二百萬ばかりの経費の御審議を願つておる次第でありますけれども、これは内容的には官殿の整備關係の経費であります。施設の關係といたしましては、その内容のうち、二重橋の造営だとか、それからたまたま先生がおっしゃいましたように、官殿を建てます予定地の中に入つておる次第でございす。それで、たまたまこの四件とおっしゃいましたのはどういふことかと申しますと、官殿を建てます予定地内に大膳庁舎ができておるわけなのであります。これを撤去したいといふのが一つの内容、それから内廷庁舎がやはりこの予定地の中に突き出ておられますけれども、これも撤去したいといふのが一つ、それから先ほど次長から申し上げましたように、義宮御殿が入つておられますけれども、この義宮御殿もこの予定地の中に入つておられます。それから倉庫が一つ突き出ておりますけれども、その倉庫の關係を撤去しようといふのが、この中に入つております。それからなお、皇居内のいろいろの建物の古いお話しもございましたけれども、ただいまは官殿予定地内にあります。もう一つは、東地区の方の關係、つまり、森林公園として宮中行事に差しつかえない場合においては一般に開放しよう、こういうふう

な官殿造営費の御答申によりまして、閣議でそういうふうな決定いたしました。そういふふうに着々進めておるわけでありすけれども、そのうち非常にいろいろの建物があるわけでございます。明年度の撤去予定地といたしましては、あそこ馬車庫といふのがございすけれども、この馬車庫を取り除きました。あるいは既舎を取り除きました。あるいは製薬所を取り除きました。あるいは呉竹寮の基礎的な部分を取り除く、こういうふうな撤去の關係が入つておる次第でございす。これは四十年までこの東地区の方を完成しようといふふうな予定になつておられます。そのほかの馬車庫がございす、あるいはうまやがございすところは、オリンピックまでそこをそちらの方に貸そうといふふうな計画にもなつておるから、そのオリンピックの關係が終了いたしますと、そこにあります建物を順次撤去いたします。きれいなように整備していき、こういうふうなことになつております。

○田口(誠)委員 ただいま御答弁のありました内容は、四十年までの構想もありませんけれども、この四件のほか、あの予算で、ただいま御答弁のありました内容のものも整備できるといふことなすね。

○小畑政府委員 官殿の予定地の部分と、それから東地区の關係の場所と、こう二つに分かれておられますが、官殿の予定地の方は、そこにあります。いろいろの關係の建物は撤去しようといふこと、一応終わりますけれども、一方東地区の方は、明年度の關係は馬車庫、既舎、製薬所、呉竹寮といふふう

な関係でございませうけれども、そのほか、いろいろの建物があるわけでございませうから、順次三十九年、四十年にわたっていろいろの建物をとつていこう、そのうちには、政府の方の關係の建物もあるわけでございませうけれども、これは政府のそれぞれの予算におきまして撤去をお願いする、こういうふうになる次第でございませう。

○田口(誠)委員 それで、この皇居造営部を設ける云々ということは、そうした一切の今構想されておることが終了するまで、これは置かれるということとなんぞすね。

○小畑政府委員 仰せの通りでございませう。でございますから、宮殿の方は大体四十二年を目途に若々と仕事を進めておる次第でございませうから、四十二年の三月—まあその後多少跡始末その他整備の關係で残るかと思ひますけれども、建前は、宮殿造営關係のために臨時皇居造営部を設け、その増員をお願いしておる、こういうふうな次第でございませう。

○田口(誠)委員 それでは時間もございませぬので、さきに戻りまするが、内廷費にいたしても宮廷費にいたしても、特に皇族費におきましては、それぞれ皇室経済法の改正によつて予算がとられておりまするが、この予算で、これは大体宮内庁から見られて十分であるということなんでしょうか。

○小畑政府委員 皇族費の關係でございませぬけれども、皇族費の關係は大きく人件費と物件費の部面に分かれておりまして、人件費の部面に分かれておるけれども、人件費の方は、先ほど来次長から御答弁いたしましたように、公

務員のスアアップ率の割八分の上昇率をかけた算出いたしました。物件費の關係は、総理大臣の税引手取金額の値上がり比率をかけた算出して算出した結果が、先ほど来基礎金額といたしまして四百七十万円、こういうふうにお願ひしたわけでございませう。この経費は、皇族様の品位保持のための御日常の経費というふうなことになる次第でございませう。

○田口(誠)委員 皇室の關係は、金額で考へてみても僕らも判断がしにくいわけなんです、いづれにいたしましても、人間天皇でございませうし、その他皇族でございませうから、そう不必要なものも予算に組む必要もないと思ひますし、そうかといつて、やはり天皇は日本の國の象徴として品位を保つていただくなくてはならない、それから皇族一家も同様でございませうので、そういう点が十分なされるということになりませうれば、私はまあいいと思ひますけれども、きょう質問して答弁をいただければ、きょう質問して、何だか宮様の關係は、予算化されておる予算だけでは十分でないで、その他外部関係の顧問とか、いろいろなやうか、そういうことをおのづからいふやうなことが流布されておりましたから、そういう点も幾分気になりましたので、御質問を申し上げたわけなんです。この二百万とか一べんにどつと上げるというところになりませうと、われわれから考へてみれば多い金ですけれども、これは今日まで相当無理をしておられた部分でございませう。外部の方から顧問その他をしておることにおい

て若干の取入もあるもので、よりやく品位を保つだけの経費があるのだというやうなことを聞いておりますから、一氣にここで二百万上げたということには、去年までは非常に不自由をしておられたというふうに考へられるわけなんです、その点どうなんでしょうか。特別として二百万上げるという点については、ちよつとそういう点に疑問がございませうので、そこをどう一つ明確に説明をしていただきたいと思ひます。

○瓜生政府委員 二百萬の増額は、内廷費の方でございませうが、内廷費の關係は、先ほどからお話し申したように、人件費の關係の値上がり一八%上げただけで、その他の部門は、一般物価が上がつておる、しかし、現在陛下とございまして、そういうおぼしめしでございませうので、そういう面ではこの予算の範圍でおやりになれると思ひます。從來も常に御節約ということになつておりましたので、著しい御不自由があつたとは思つておりませぬ。

なお、皇族費の關係は、今、特に内閣の顧問なんかの關係は、それも誤解が解けたとおつしやいましたが、皇族費の方は今ままで定額四百二十万であつたのを五十万ふやしたということになるわけでございませう。この方も人件費の値上がりその他、一般物価等の値上がりも考へますと、この程度は最小限度と考へます、各皇族さんにおかれ

ても、常に節約を主として、できるだけつつましく、あまりむだをしないようにということになつておられますから、そうお楽な金額ではありませぬけれども、まあ必要限度の金額だと思つております。

○田口(誠)委員 あとの質問者も通告をしておりますので、これで終わりますが、まあ内廷費の場合は二百萬上がるということもございませうし、それ

で、人件費その他—人件費といつても、二十五名に対する一八%、大したことございませぬし、物価が上がつたといつても、毎年々々服装をかえてみても何してもそんなに上がるものではないと思ひますけれども、やはり二百萬円上げたということは、昨年までは相当ある部分において天皇、皇

后、皇太子、皇太子妃の品位を保つ上においての費用としては不自由をしておられたというふうに判断ができるわけです、従つて、私は、こういう点につきましては、増額することが必要だと思ひます。当然年々こういう点については十分の内容を檢討されて、妥当なところの予算計上を行なつて、さうして皇室経済法施行法の改正を提案されることとが妥当であらうと思ひます。それで、私がどく申し上げましたように、何も皇室の内部を知らない人たちが、これは宮様としてもなかなか新憲法下においては窮乏な生活をしておられて、よりやくいろいろの顧問その他

の役職についておられるのだらうというやうな国民の声がございませう。そういうことから今度二百萬一氣に上げられたことになりませうと、宮内庁が怠慢であつたことになりませうと考へますし、さういふこともございませぬから、十分に—あの内部のこと

は国民ではあまり分りませぬから、わからぬだけに、それだけに十分に宮内庁では慎重な検討とふだんにおける

とこの認識を持つていただいて、そしてこつた予算問題に取り組んでいただきたい、このことを要望申し上げます、私の質問を終わります。

○永山委員長 受田新吉君。

○受田委員 きょうはごくわずかの時間にとどめてお尋ねを申し上げ、二の点をお答へ願つて、あす重ねて本質的なお尋ねをさせていただきます。きょうは、皇室経済法施行法の改正に關連して、宮内庁次長に一言お尋ねしておきたいことがあります。従来、皇室のことは、一般市民の間に理解をしてもらうのになかなか骨の折れるワケがあつたわけですが、だんだんとワケを取り去つて、皇室と國民の間が新憲法の精神によつて一体となる方向に努力しておられることは、私十分承知しております。しかし、まだその間にどこかに旧態依然たる残渣が残つておる。もちろん、憲法第一条の、象徴天皇御一家の尊嚴を傷つたたくないという立場からの議論でございませうが、第一、皇居の中における諸儀式等において問題がありはしないか。また、服装などにおいても問題がありはしないかと思ひます。いづれまた明日具体的にお尋ねしますが、きょうは明日お答へをいただく資料をお願いをしておきたいと思ひます。

服制ですが、明治十年の太政官達令の六十五号にある「官史通常礼服用換用ノ件」といふのは、規定が生きておるのかどうかです。現行法規集にはこの規定が残つておるのです。「服制」それは「勅奏任官大礼服ノ儀上下衣袴トモ黒羅紗地金飾章ノ大礼服着用可致事」

「官史通常礼服用換用ノ場合ハ黒若シクハ紺色ノ上服(英語フロックコート)」

ヲ以テ換用スルヲ得ヘシ」こういう規定がありますが、これは生きてゐるかどうかでしようか。現行法規に残っているのですが……。

○瓜生政府委員 現在、その違ひのことについてわれわれはあまり頭を使つていないくらいですから、これは死んでゐるのだと思ひます。

○受田委員 そうしますと、これはまた議論になりますが、それともう一つ、国葬令というのも現行法規にまだ生きてゐるのですが、これは、天皇、皇后及び皇族の方々の御葬儀に関する規定は何を根拠にされておられますでしょうか。

○瓜生政府委員 国葬令も、これは現在有効になつてゐると思つておられますので、もし何かあつた場合にはどういふふうにしたすべきかというふうなことは、新規にゐる研究をすべきであるといふふうにおつておられます。

○受田委員 しかし、廃止するといふ規定は、法律上どこにも見当たらないわけでありませぬ。廃止してゐない以上は、生きてゐると思つておられますが、これは総務長官どういふふうにお判断なさいますか。

○徳安政府委員 私どもも、ほんとうにこれは縁遠い話であつたものでござら、詳しいことは調査しておりませぬが、現在有効であるかどうかについては問題があるという法制局あたりの意見をもらつてゐるだけでございます。もう少し掘り下げて私どもも今後研究してみたいと思ひます。

○受田委員 私は、もう数年前からしばしばこの委員会で問題にしておりませぬ。元号の制定をどうするかといふこと

と、及び憲法第四条の天皇の国事事項委任に関する法律の制定の問題を幾たびか提案をしておるのでございますけれども、ことに憲法第四条の後段の規定によるならば、天皇は憲法七条の国事事項を執行されるために、天皇御自身は外国旅行ができない。日本国民の中で、日本国におる天皇及び国民すべての中に、外国旅行の自由が許されない人は天皇お一人であるといふこの悲劇ですね。これは大へんな悲劇です。人権の大侵害です。天皇は外国旅行ができない。他に外国旅行のできない国民は一人もいないわけですから、国事事項を行なわれるために、外国に旅行ができない。委任に関する法律ができないために、外国に旅行できないといふことの悲劇は、近代的文明国家としての日本の権威にも関することですが、総務長官いかがですか。

○徳安政府委員 全くその通りでございます。

○受田委員 大へんな人権侵害です。その通りだといふ御答弁ですが、驚くべき事態に今なつておるわけですから、これはむしろ天皇御自身が外国へ親善旅行でもされるということになれば、皇太子御夫妻が旅行されるよりも、と大きな国際間の融和がはかれることも期待できるんですね。それがそれに関連する法律をおつくりにならぬばかりに——これはもう憲法に事項委任の法律をつくることのできるものとちゃんと書いてある。法律をもつて定めることができるようになつておるのですが、政府も一向にこれに関心をお持ちになつておらないのです。全くその通りといふことだけでなくて、これは何とかしなければならぬと思つておるかどうかで

しよるか。

○徳安政府委員 今お話の通りでございます。いまして、かつて総理府の中に公式制度連絡調査会といふものをこしらへまして、おおよそのそうした問題に対しての割り切り方をやや結論に近いものを昨年出しまして、こういう大きな問題でございますから、もう少し各方面の衆知を集めて決定する方が妥当ではないかといふ御議論もございまして、予算を少しばかり要求したところでございませぬけれども、これが三十八年度の予算にはどういふ認められなかつたという実情にございませぬ。しかし、もうすでに、こういう事柄はそういう審議会をつくつてやらなくても、もうはつきりしたことでございませぬ。踏み切るべきではないかといふ御議論もございませぬ。できるだけ最近そういう各方面の朝野の御意見も徴しまして、そうして会期もあまり長くないようでございますけれども、総理と相談して、できるものはやりたいといふような気持ちで、最近も少し掘り下げた方向に進みたい、かように考へておられます。

○受田委員 そのことは、今の天皇の国事事項委任に関する法律を制定することと、元号、これももう差し迫つた問題ですね。西暦を用いるか、あるいは日本独自の一世一元制を採用するか、あるいは国葬令といふものは今まだ私は廃止された法律あるいは命令といふものを拝見しておりませぬので、これがまだ死んだといふ——国葬令はもろろ死んだ場合にやるものですけれども、そういうものが法律上廃止されたといふ規定がどこにあるかをまだ拝見しておらぬわけにございませぬ。そ

うなると、これはよほどいいかげんに、政府はこういう国の基本的な規定といふものをないがしろにしてゐるわけですね。明日までに一つ政府として現行法規で容認されてゐる太政官布告あるいは達でなお生きてゐるもの——官吏服務規律といふものも、これは死んだといふことになつてゐないです。これもまた新しい形で残つてゐると私は思ふのです。そういう旧体制でどのようなものが現在残されておるかといふものを一つ御調査していただきたい、この委員会にお出しただきたいと思つてゐます。これは口頭で御説明していただいてもけっこうですから、当然改廃すべきもの、なお規定の上では残つてゐるといふものではどんなものがあるか、明日までにお示しを願ひたい。

それから今、今国会中に何とかしたいといふ御熱意を伺つたのですが、それは天皇の国事事項委任に関する法律を制定するといふ意味を含んでおるかどうか。かつて藤枝総務長官に私がおただしした際には、直ちにこの問題の解決をする委員会等をつくつて答へを出したいといふことでもございましたが、あれから総務長官も数代にわたつて交代されて、今徳安さんに御苦勞願つてゐるわけですが、まだその結論が出てゐないといふのは、これは国会に對する正式の答弁に對して職務怠慢である。

それから今国会中に何とかしたいといふ御答弁は、その規定、その法律、あるいは皇室典範の改正といふことの中に問題があるわけですね。男女同權の世の中に、まだ日本では女帝の存在を認めないような規定ができてお

る。女帝をお認めになつても一向差しかえないわけですね。そういうことを含めて、元号等も一緒に含めて今国会中に何とかしたいといふ御答弁ですか、あるいはその中のどれかを今国会中にできればといふ御意思があるのでしょうか。御答弁を願ひます。

○徳安政府委員 たいまお話にございました元号でございませぬかと、あるいは天皇の国事行為の委任に関する法律でございませぬかと、あるいはまた公文法式及び法令の公布制度といふふうなものも、もう少しはつきりしておかなければいけないのではないかと、あるいはまた國寶等につきましても、あるいはまた閣議の了解を得て取り扱つておるといふお話でございませぬで、こうしたものも一定の基準を定めおくことが望ましいといふ議論が大多数のようでございます。また國葬につきましても、現在では天皇がおなくなりになりましたときには大喪の礼を行なう規定があるわけでございませぬで、それはいいのですけれども、その他の皇族に對するもの、あるいはまた國家に非常に大きな功勞のあつた方、そういうものに対する國葬の手續等につきましても、何も明記されておりませぬので、そういうものもあわせ考へたらどうか、こう実は考へておるわけにございませぬ、すでに昨年未くらいに、ようやくその結論だけは、これまでのこれがよつて来たるべき経過等は大体調査が済んでおるわけでありませぬが、これをさらにもう一べん掘り下げるといふために審議会でもつくるような方法をとりませぬか、あるいはもうここまで研究がされ、あるいは各党とも御異議

ないか、あるいはまた閣議の了解を得て取り扱つておるといふお話でございませぬで、こうしたものも一定の基準を定めおくことが望ましいといふ議論が大多数のようでございます。また國葬につきましても、現在では天皇がおなくなりになりましたときには大喪の礼を行なう規定があるわけでございませぬで、それはいいのですけれども、その他の皇族に對するもの、あるいはまた國家に非常に大きな功勞のあつた方、そういうものに対する國葬の手續等につきましても、何も明記されておりませぬので、そういうものもあわせ考へたらどうか、こう実は考へておるわけにございませぬ、すでに昨年未くらいに、ようやくその結論だけは、これまでのこれがよつて来たるべき経過等は大体調査が済んでおるわけでありませぬが、これをさらにもう一べん掘り下げるといふために審議会でもつくるような方法をとりませぬか、あるいはもうここまで研究がされ、あるいは各党とも御異議

ないか、あるいはまた閣議の了解を得て取り扱つておるといふお話でございませぬで、こうしたものも一定の基準を定めおくことが望ましいといふ議論が大多数のようでございます。また國葬につきましても、現在では天皇がおなくなりになりましたときには大喪の礼を行なう規定があるわけでございませぬで、それはいいのですけれども、その他の皇族に對するもの、あるいはまた國家に非常に大きな功勞のあつた方、そういうものに対する國葬の手續等につきましても、何も明記されておりませぬので、そういうものもあわせ考へたらどうか、こう実は考へておるわけにございませぬ、すでに昨年未くらいに、ようやくその結論だけは、これまでのこれがよつて来たるべき経過等は大体調査が済んでおるわけでありませぬが、これをさらにもう一べん掘り下げるといふために審議会でもつくるような方法をとりませぬか、あるいはもうここまで研究がされ、あるいは各党とも御異議

ないか、あるいはまた閣議の了解を得て取り扱つておるといふお話でございませぬで、こうしたものも一定の基準を定めおくことが望ましいといふ議論が大多数のようでございます。また國葬につきましても、現在では天皇がおなくなりになりましたときには大喪の礼を行なう規定があるわけでございませぬで、それはいいのですけれども、その他の皇族に對するもの、あるいはまた國家に非常に大きな功勞のあつた方、そういうものに対する國葬の手續等につきましても、何も明記されておりませぬので、そういうものもあわせ考へたらどうか、こう実は考へておるわけにございませぬ、すでに昨年未くらいに、ようやくその結論だけは、これまでのこれがよつて来たるべき経過等は大体調査が済んでおるわけでありませぬが、これをさらにもう一べん掘り下げるといふために審議会でもつくるような方法をとりませぬか、あるいはもうここまで研究がされ、あるいは各党とも御異議

ないか、あるいはまた閣議の了解を得て取り扱つておるといふお話でございませぬで、こうしたものも一定の基準を定めおくことが望ましいといふ議論が大多数のようでございます。また國葬につきましても、現在では天皇がおなくなりになりましたときには大喪の礼を行なう規定があるわけでございませぬで、それはいいのですけれども、その他の皇族に對するもの、あるいはまた國家に非常に大きな功勞のあつた方、そういうものに対する國葬の手續等につきましても、何も明記されておりませぬので、そういうものもあわせ考へたらどうか、こう実は考へておるわけにございませぬ、すでに昨年未くらいに、ようやくその結論だけは、これまでのこれがよつて来たるべき経過等は大体調査が済んでおるわけでありませぬが、これをさらにもう一べん掘り下げるといふために審議会でもつくるような方法をとりませぬか、あるいはもうここまで研究がされ、あるいは各党とも御異議

ないか、あるいはまた閣議の了解を得て取り扱つておるといふお話でございませぬで、こうしたものも一定の基準を定めおくことが望ましいといふ議論が大多数のようでございます。また國葬につきましても、現在では天皇がおなくなりになりましたときには大喪の礼を行なう規定があるわけでございませぬで、それはいいのですけれども、その他の皇族に對するもの、あるいはまた國家に非常に大きな功勞のあつた方、そういうものに対する國葬の手續等につきましても、何も明記されておりませぬので、そういうものもあわせ考へたらどうか、こう実は考へておるわけにございませぬ、すでに昨年未くらいに、ようやくその結論だけは、これまでのこれがよつて来たるべき経過等は大体調査が済んでおるわけでありませぬが、これをさらにもう一べん掘り下げるといふために審議会でもつくるような方法をとりませぬか、あるいはもうここまで研究がされ、あるいは各党とも御異議

がないような問題につきましては、政治的に踏み切つて法案でも出すか、こういうような問題を二、三総理とも相談いたしましたして、近く態度をきめたい、かように考えております。

○受田委員 各党とも、天皇の国事事項委任法というようなものはこれは異議ないはずで、これは人権を尊重する大事な法律でございますから、すぐお出しなつても満場一致可決すると私は思います。そういうふうなものをさつさとお出しになることを、ぜひぶん前から私の委員会ではしばしば御要求申し上げて、そのつどお答えがあつたのですが、まだ出ない。今具体的に今国会中に出すというお話をされたのですが、お急ぎでお出しになることを私は要求します。これは満場一致の結論が出ることは間違ひありませんから、一つ天皇にも海外へ自由御旅行していただいて、大きな立場から国際間の親善をはかつていただこうじゃありませんか。あなたの今の御答弁は、担当国務大臣をもって充てることのできる職務におられる総務長官としては、非常にいい答弁です。それでは明日掘り下げてお尋ねさせていただきます。

いま一つ、宮内庁長官はどうかして政府委員にならないのですか。次長さんと皇室経済主管とが政府委員になられて、宮内庁長官が政府委員になられない理由、それを御答弁願います。

○瓜生政府委員 私承知しているところを申しますと、宮内庁長官は、陛下の側近にあつていろいろ仕事があります。たとえばきょうですと御進講があります。その節は、長官がそこに列席して、御一緒に御進講を承るので

す。地方に出かけられるときは、長官も出かけられる。都内の場合もそうです。陛下の御用を勤められる関係で、国会の方で今すぐ来いとおっしゃつても、陛下の方の御用を大切に考える場合においては無理がある。やはり憲法第一条で象徴としておられる陛下のお立場から考えますと、そういう立場の人は、政府委員を避けて——次長は庁内の全般の事務を調整し、監督する、全体のことを承知しておるべき立場にあります。私はあるいは不適任かもしれないませんが、全体のことを承知しておる立場の職責であります。それで、次長が政府委員として国会で御用がなければいつでもかけつけるといふうになつてはいるわけでありませう。

○受田委員 長官に御出席を願うような場合は御遠慮して、次長において願つてけつこうですが、一応形だけはやはり宮内庁長官と次長が政府委員になられて、主として次長がお答えになつて、主として次長が責任者であるという形をとられてけつこうだと思ひます。少なくとも庁の責任者である方は、やはり国会の答弁の責任にも立つていただくのが私は筋だと思ひます。その点要望を申し上げておきます。

なお、一つおしまいに、これも明日お尋ねさせていただきますが、予備的な立場からのお答弁が願ひたいのです。美智子妃殿下のせつかくのおめでたをわれわれは非常に祝福しておつたところが、流産をされたという報道を承つて、非常に残念に思つております。その原因が、民間に広く読まれている雑誌の記事、それをお読みになつて非常に心痛されたことが大きな影響であつたというふうなことを伺つ

ておるので、これは間違ひございませんか。そういうことは全然ないかどうか、御答弁願います。

○瓜生政府委員 民間の雑誌をお読みになつて、精神的な大きな影響を受けられておつたことも事実でございます。宮内庁病院に入院されることを発表する際に、ちょうどその日が宮内庁長官の記者クラブの定例会見のときだつたもので、長官から話されるところでございます。長官から話された。その際に、あるいは精神的な影響も原因の一つにはあつたかもしれないというふうなことを一応長官が言われたやうであります。医学的に見ますと、実際は何か原因がなかなかわからないのでありますが、肉体的、精神的、いろいろなこと、これと断定はむずかしいのでございますけれども、そういうこともあつたといふことを言われたのは事実であります。しかし、実際に御処置をしてみられたところが、普通の流産ではなかつたわけでありませう。医者が発表いたしましたやうに、胎状鬼胎といふ、ちよつと変わった別のものでございました。いろいろその点はむずかしい点がございますが、雑誌によつて精神的な影響を受けられたことは事実であります。

○受田委員 いろいろ原因の判断はむずかしいといふことでございますが、これは刑法上いろいろな条項がありますが、これが不能犯、これはいわゆる犯罪は成立しない、しかしながら、それによつて精神的な圧迫を受けることは、相手にとつて非常な影響があることになつて、そういうことにも私関係のある事態ではないかと思ひます。少なくとも宮内庁としては——あの関係の小説

はもう二年も前からずっと連載されておる。二月の予算分科会で、私次長にお尋ねしたときに、初めて宮内庁がいろいろの手をお打ちになつておられることをお聞きしたので、その後正式にこの連載を停止することを申し入れられたことになつておるので、すけれども、二年間も放置されたといふことは、これは私は問題があると思ひます。二年間は大きな影響がないが、最近になつてそういう影響があるといふやうに判断されたかどうか、こういう問題も、私非常に大事な問題だと思ひます。明日お尋ね申し上げたいことは、こういう皇室一家に關して、あまりにまた制約を加えて言論の自由を束縛するやうな形になつてくると、そこにまた新しい民主主義に反する問題も起る。しかし、一方で人権を尊重してあげなければならぬ。皇室の側に立つ人には、そういうときに強く抗議を申し込む力がない。また、それをおやりになれぬ立場の人ですから、そういうことを考へたときに、ゆだんをするとか不敬罪の復活という危険が起るわけなんです。これは新しく不敬罪を制定しようといふ動き、政府と与党の方でどういふ動きがあるか、宮内庁を御所管される総務長官として、不敬罪の動きが今どういふふうになつておるか、これを一つ明日までに御用意をしていただきたい。この不敬罪などという形のものをごこへ持ち出さなくて、しかも皇室御一家を国民が大きな気持でかばつてあげるといふ心づかいをしながら進む道が、私は一番いい道だと思つておる。そういうときに、こうした言論の自由と人権の尊重、この限界を明日具体的に御尋ねいたしますので、今

私がお尋ねした事柄について御用意をいただきたい。それから宮内庁として、いろいろ忌諱に触れられておる記事等について、これを非公式でもいいが、私の方で調べてある以外に、宮内庁でどういふ問題をお考えか、適当でないと思われたかという、そういうものが示していただければ、お示しをいただきたいと思ひます。きょうはこれだけで質問を終わらしていただきます。

○永山委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十九日十時より理事會、十時半委員會を開會することとして、これにて散會いたします。午後一時二十三分散會

私がお尋ねした事柄について御用意をいただきたい。それから宮内庁として、いろいろ忌諱に触れられておる記事等について、これを非公式でもいいが、私の方で調べてある以外に、宮内庁でどういふ問題をお考えか、適当でないと思われたかという、そういうものが示していただければ、お示しをいただきたいと思ひます。きょうはこれだけで質問を終わらしていただきます。

○永山委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十九日十時より理事會、十時半委員會を開會することとして、これにて散會いたします。午後一時二十三分散會